

since1946

Vol. 74

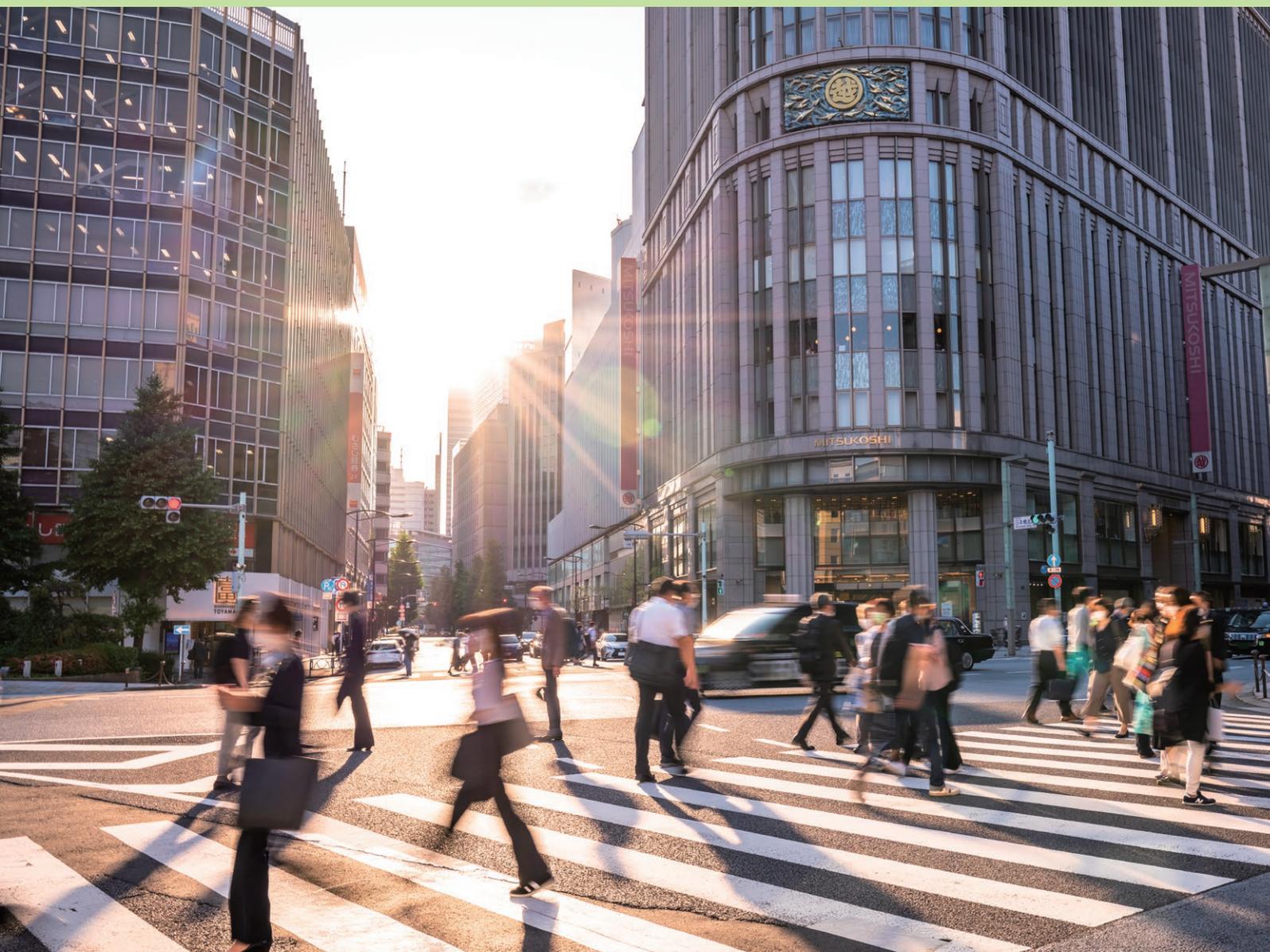
2023.6

夏号

復刊号

標準化と品質管理

STANDARDIZATION AND QUALITY CONTROL



日本：東京

日本の国家規格はJIS(日本産業規格)

JISは20の分野に分類されており、最近ではサービス分野のY部門が追加された。



標準化で、世界をつなげる。

JSAGROUP
日本規格協会グループ SINCE 1945



巻頭言

『標準化と品質管理』誌の復刊に際して
朝日 弘

休刊中でした月刊誌「標準化と品質管理」をこのほどWEB版（PDF）の季刊誌として復刊いたしました！

5P



品質

データサイエンス時代だからこそ必要な
品質管理と人材育成 樫 広計

品質管理×デジタルの時代に突入しています。日本的品質管理をデータサイエンス時代に即したものと蘇らせましょう。

6P



標準

日本の歴史を振り返りながら
改めて考える「標準化」 江藤 学

「標準化に振り回されてきた日本」が、今後標準化をどのようにとらえ、活用していけばよいのかについて、私案をご紹介します。

8P



標準

ジェンダー問題と案内用図記号の変遷
図記号がおもしろい 兎山 啓一

「ジェンダー」をキーワードに、案内用図記号の変遷を考察しながら、図記号のおもしろさをご案内します。

12P



MS

ISMS の新規構築と
2022年版の新規管理策の紹介 池田 秀司

ISMS の概要と新規構築のポイント、さらに今回のISO/IEC 27001 規格改訂の要点についてやさしく解説します。

14P



MS

JIS Q 15001 実務対応のポイント
鈴木 靖

2022年4月の個人情報保護法改正の概要と、事業者がJIS Q 15001で対応すべきポイントをご紹介します。

17P



MS

SDGs を ISO 14001/9001 で実践する 黒柳 要次

日本企業は SDGs をどう活用すべきか、また SDGs を ISO 14001/9001 にどのように落とし込むべきかを具体的に提案します。

20P



品質

使うだけではもったいない！ QC 検定で実力アップを 小林 雅之

QC 検定セミナーで講師を務める小林雅之氏に、日本の QA・QC 活動の現状、QC 検定の活用と今後の課題などについて取材しました。

22P



標準

JIS C 9335-1 (家庭用及びこれに類する電気機器の安全性) の改正について 住谷 淳吉 / 佐々木 秋次 / 安土 修平

JIS C 9335-1 の改正概要と IEC 60335-1 との主な差異、電気用品安全法との関係を解説。

24P



標準

新しい表面性状規格 ISO 21920 シリーズの紹介 内館 道正

新しい表面性状規格である ISO 21920 シリーズを、以前の ISO 規格との違いを中心に紹介しています。

28P



News

STANDARD INFO

- ISO/IEC ヘッドライン 30P
- 最新の ISO, IEC, ASTM, ASME, BS, DIN のポイント 31P
- 最新の JIS リスト 2023/3 ~ 4 月発行分 32P
- JIS のポイント紹介 34P



標準

サーキュラーエコノミーの展望
未来の CE 型ビジネスを考える 中村 崇

サーキュラーエコノミーがどのような付加価値を生み出し、未来のビジネスにおいていかに成功の決め手になるかを提言します。

35P



標準

安全・安心のシェアリングエコノミーの
実現 遠藤 智之

市場規模の拡大が予想されるシェアリングエコノミーにおいて、安全性・信頼性を要求する国際規格が発行された背景及び概要を報告。

37P



標準

ISO 会員向け標準化活動支援プログラム
ISolutions

ISO 会員向け標準化活動支援プログラムである「ISolutions」の開発背景と概要、委員会活動、日本国内での普及活動などを紹介します。

38P



標準

いま 話題の制度を紹介します
JSA 規格制度 / 新市場創造型標準化制度
～自社製品の市場拡大に～

「JSA 規格制度」と「新市場創造型標準化制度」の概要について紹介します。

40P



コラム

編集者の眼 貪欲なる研修活用
中尾 優作

国際規格動向や組織における標準化活動について長年取材を行ってきた編集者によるコラム。今回は「研修」にスポットを当てています。

42P



編集後記
「東西南北」

コラム

43P



JSA グループってこんなところですよ！
「若手社員のお仕事」

『標準化と品質管理』誌の復刊に際して

日本規格協会グループ 代表
朝日 弘



2020年11月号をもちまして、多くの方々に惜しまれつつ休刊となった『標準化と品質管理』をこのたび復刊する運びとなりました。

同誌の歴史は団体機関誌としては異例とも言えるほど長く、創刊は終戦翌年の1946年にまで遡ります。当時の誌名は『規格ト標準』。これを1964年に『標準化と品質管理』（以下、SQ誌）へ名称変更し、2010年にはもう一つの月刊誌であった『標準化ジャーナル』を統合して、74年の長きにわたり発刊を続けてまいりました。この間、記事執筆者はもちろんのこと、産官学の関係者、そして何より弊会の維持会員をはじめとする読者の皆様から、多大なるご支援をいただきましたことを改めて御礼申し上げます。

インターネットの普及によって、雑誌を取り巻く環境や求められる役割は大きく変化してきました。2020年には、突如現れた新型コロナウイルスが世界中で猛威を振るい、社会・経済の構造を一変させてしまいました。そのような時代背景から、SQ誌は一定の役割を果たしたと判断し休刊と相成ったわけですが、ウィズコロナを経て、アフターコロナへと移行していく中で、当グループの情報発信の在り方を、改めてグループ全員で考え、議論したところ、新たな形のSQ誌の提供を通じて、実現できることが多々あるとの結論に至りました。

近年は、標準化をビジネスに戦略的に活用する方法や顕在する品質問題への対応に頭を悩ませている組織様が多いようです。新たなSQ誌では、時代に即したテーマを中心に、当グループの総力をあげて、ステークホルダーの皆様のお役に立つ情報をお届けしてまいります。

1946年8月の創刊号には、当時の和田小六会長（東京工業大学長）が「『規格ト標準』の民主化、それは使ふための規格や標準を作ることであります。それが平和日本の再建に絶大の貢献をするものであることを私は固く信じて疑ひません。（創刊号：p.1 創刊の辞）」と寄せています。この言葉は、今般の復刊に際しての、私自身の想いでもあります。ISOが、国際社会の最大の課題の一つ、温暖化問題の解決に向け、2021年COP26に先行して、発信した「ロンドン宣言」をJSAとして強力に支持し、ネットゼロに向けた標準化活動の強化とステークホルダーとの連携に向けた取組みに着手したところでもあります。我が国経済は、SDGs対応に加え、国際紛争や円安による諸物価高騰、先の見えない少子高齢化といった構造的な課題に直面しております。更に、グローバルなビジネス環境では、AIなどデジタル化の波が加速化し、モノ作りやセキュリティ分野での標準化が急務となっております。また、我が国産業界における品質問題や安全問題には引き続き、対応の強化が求められます。これらの課題に真正面から取り組み、貢献していく。それこそが当グループのミッションと考えております。

これからも『標準化で、世界をつなげる。』のスローガンのもと、我が国の総合的標準化機関として、日本の産業基盤の強化に尽力していく所存です。新しいSQ誌にどうぞご期待いただければ幸いです。

データサイエンス時代だからこそ必要な 品質管理と人材育成

樫 広計

Hiroe Tsubaki 情報・システム研究機構 統計数理研究所

筑波大学経営システム科学専攻助教授・教授、同専攻長、統計数理研究所リスク解析戦略研究センター長を経て、統計数理研究所所長。2021年デミング賞本賞を受賞。



1. データサイエンス時代の人材育成 始まる

日本ではデータサイエンスが大きなブームとなっており、その駆動力としての人工知能の産業利用が叫ばれている。2015年の滋賀大学データサイエンス学部設立以降、多くのデータサイエンス学部が誕生し、2023年には一橋大学ソーシャルデータサイエンス学部も開設された。データサイエンス検定も情報処理学会系、統計学会系等、種々立ち上がった。私の所属する大学利用機関法人情報・システム研究機構も、諸学術のデータサイエンス力を向上することが一つのミッションであり、諸学術分野の准教授・助教レベルの研究者を大学院修士レベルの統計教員に育成し、所属大学の統計教育システムを構築する事業も2021年度から開始した。内閣府・経済産業省・文部科学省は、デジタル時代の「読み書き算盤」としての、「数理・データサイエンス・AI教育」の大学・高専におけるプログラム認定を2021年に立ち上げ、2022年8月現在、基礎的能力育成のリテラシーレベルを217件、実践的能力育成の応用基礎レベル68件を認定している¹⁾。

2. 必要な課題解決能力は課題解決プロセスを実践できる能力

産業界にとって重要なのは、「応用基礎レベル」が狙う、数理・データサイエンス・AI

を活用した課題解決能力育成である。日本がデータサイエンス人材を育成したいのならば、読み書き算盤教育だけではなく、それを活かすナレッジ・マネジメント教育にも力点を置かねばならない。そのヒントとなる根幹が、かつての日本の品質管理活動にある。

数学・データサイエンス技法・機械学習を含むAIは、まさに「読み書き算盤」に過ぎない。それを価値創生につなげるのは、課題解決プロセスに熟達した人材である。1891年に「科学の文法」²⁾を出版したロンドン大学のカール・ピアソンは、ナレッジ・マネジメントのパイオニアとも位置付けられている。ピアソンの息子エゴン・ピアソンは、1933年英国規格協会が産業界にとって有用な統計的方法の適用を産学で検討し、大戦後ISOでの統計的方法の国際標準化でも活躍した。その動機付けとなったのが「品質管理学」創生者であるシューハートとの1931年の議論である。シューハートは1939年に「Plan: 目的を定める行為」、「Do: 目的を達成するための行為」、「Check: 目的が達成されたかを検証する行為」へと一般化した³⁾。科学の文法を「マネジメントの文法」に進化させたのである。

3. 日本的品質管理をデータサイエンス時代に即したものと蘇らせよう

「標準化と品質管理」の前身の「規格ト標準」が創刊されたのは1946年、その4年

後にデミングが来日し、品質管理の講義を産業界の現場と共にトップにも行い、わが国に階層別人材育成が展開されるきっかけとなった。設計品質改善技術としての実験計画法も、1950年代前半には世界に先駆けて工業界に導入され、田口玄一は既にロバスト設計技術創生も開始していた。1961年には、データに基づく問題解決の標準プロセスである「問題解決型QCストーリー」も小松製作所で提案された⁴⁾。このストーリーこそ、データに基づく問題発見、目標の絞り込み、要因分析、対策効果の確認、対策の標準化といった、データに基づく問題解決の文法である。シューハートのマネジメントの文法の目的が達成されなかったCheckを起点とし、組織能力の源泉たる標準を改善するActionで成長させる、PDCAを補うもう一つのサイクル、「問題解決の文法」が日本の産業界に投入されたのである。これにより、自らの行動を律する標準を改善することに、自らの創意が発揮されるS (Standardize) D C Aサイクルが日本で実効化した。今日DX化による企業競争力を向上させようとするれば、情報や行動の良き標準を目指すこの種の活動の重要性は益々高まっていると言えよう。

1990年米国労働省は、日本の労働者が持つ「自律的問題解決能力」を米国でも「21世紀スキル」として育成しなければならないとし、初中等教育から大学における統計学教育を実践的なものに改革することを開始した⁵⁾。現在まで、欧米アジア等で続く産学のデータサイエンス教育の源泉である。これらの動きに日本は周回遅れと称されている。日本が行うべき活動は三つしかない。一つは、問題解決型QCストーリーのフェイズに「A I七つ道具」のような感覚で、先端データサイエンス技法を適所に組み込むことである。もう一つ

は、この数理・データサイエンス先端技法の問題解決文脈への適切配置を通じて、日本が確立し世界に流布した問題解決の文法としての「QCストーリー」自体の改善が必要かを検討することである。最後が、その種の文法とツールを駆使し、組織マネジメントもできる次世代階層別人材育成システムの開発である。私は、それを産官学が連携し、日本的品質管理活動がその羅針盤たるべきと考える。

今般、戦後復興を支えた日本的品質管理活動の産学の研鑽に歴史的役割を果たした「標準化と品質管理」誌が復刊した。私も若いころから、日本的品質管理を切り拓いた先人が執筆した「標準化と品質管理」論説等を学習した。それ故に、産業界で用いられる統計的方法や標準化に関心を持ち、幾許かの活動を行ったので、復刊には特別な思いがある。ぜひ、標準化と品質管理誌が、若手・中堅の産業人やアカデミアを刺激し、必要な研鑽と今日的な人材育成につなげることを、一つのミッションとすることを期待する。

参考文献

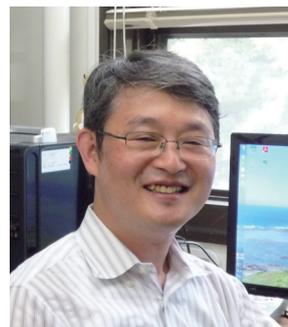
- 1) 文部科学省 (2022) : AI 戦略 2019 と数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度について、
[WEB Page](#)
- 2) Pearson, K. (1892) : The Grammar of Science (1st ed.), Adam and Charles Black, 第3版は1911年出版で入手容易
- 3) Shewhart, W.A. (1939) : Statistical Method from the Viewpoint of Quality Control, Ed. By Deming, E. E., The Graduate School, the Department of Agriculture 坂元平八訳 (1960) : 品質管理の基礎概念—品質管理の観点からみた統計的方法, 岩波書店.
- 4) 池澤辰夫 (2010) : QC ストーリー, 品質 40(1), 68-72.
- 5) U.S. Department of Labor (1991) : What Work Requires of Schools, A SCANS (The Secretary's Commission on Achieving Necessary Skills) Report for America 2000. [WEB Page](#)

日本の歴史を振り返りながら 改めて考える「標準化」

江藤 学

Manabu Eto 一橋大学

一橋大学商学部経営管理研究科教授。1985年通商産業省に入省。2004年産業技術総合研究所、経済産業省で基準認証政策を推進。2008年一橋大学教授。



「標準化と品質管理」の復刊にあたり、これまでの「標準化」を見直し、これからの標準化を考える機会を頂いた。折角の機会なので、私の独断と偏見に基づいた日本の標準化の歴史をご紹介します。「標準化に振り回されてきた日本」が今後標準化をどのようにとらえ、活用していけばよいのか、その私案をご紹介します。

標準化と品質管理

標準化は「丘のように古い」活動であり、自然そのものの持つ機能の一つなので、その始まりから語ることは不可能だ。ここでは明治維新以降、特に戦後の標準化に目を向けたい。明治維新以降、日本で最初に作成された工業規格は官公庁が調達するためのポルトランドセメントの品質規格であったとされるが、このような国内の産業界のための品質規格とともに、輸出品のための品質規格も数多く整備された。

これは、日本が海外との貿易を拡大する中で、様々な品目を輸出し、外貨を得て先進諸国の製品を輸入するための資金を獲得する必要があったからだ。当初生糸と茶葉に始まった日本の輸出は、その後、綿糸、絹織物、綿織物など軽工業製品に移行していくが、1940年以降は機械製品がその中心となっていく。中でも「標準化」製品の代表例である自転車は1937年には日本の輸出品の中で最大額を占

める品目となり、1940年には英国を抜いて世界一の自転車輸出国になったことで知られている。

しかし、その後の世界大戦時代に日本の工業品輸出国としての地位は大きく下がることになる。戦後の復興として最も重要な課題が、輸出の復活による外貨の獲得であった。日本規格協会の設立が1945年、まさに終戦の年の12月と急がされたのは、当然とも言えるだろう。

良いものを安く作る標準化

戦後、日本の工業立国を目指して整備された工業標準化法も、標準化によるコストダウン機能を活用しつつ、世界に輸出できる製品品質を確保する「品質管理」を目的としていた。工業標準化法によって設置された日本工業標準調査会は、戦前の1921年に設置された工業品規格統一調査会の名を引き継ぐものだが、この「調査会」という名称は、世界で普及している規格を調査し、それを日本の輸出品目とするために国内の規格を海外に合わせることを目的としていたからこそであった。

このような経緯もあり、日本の「標準化」はその後長い間、先進諸国のシェアを奪えるレベルの品質製品を低価格で製造して海外に販売するためのツールと認識されていた。その後日本の品質管理は、デミング法など様々な

手法の導入もあって急速に発達し、先進国製品と比較しても遜色ないレベルとなり、価格の安さを武器に世界市場を拡大していくことになっていくが、この品質管理への自信が、1987年のISO 9000ファミリーの規格作成への対応を置き去りにすることとなったのは余談だ。

いずれにせよ、昭和の高度成長を生み出したのは、世界最高水準の品質ではなく、世界と同等の品質の製品を安く生産する能力であったということであり、そのツールとして標準化は大きな役割を果たしたということだ。標準化活動は、まさに先進国をキャッチアップする上で最適なツールとして働いたのである。

デファクトスタンダードが生んだ標準特許ビジネス

その流れが変わったのが、1980年代後半に始まるデファクトスタンダード（デファクト標準化）の流れだ。デファクトスタンダードは、家庭用ビデオの市場競争で市場の注目が集まることになり、市場を獲得するという目的で標準化に興味が集まることとなった。もちろん、デファクトスタンダードを取る活動と、いわゆる話し合いで規格原案を作るコンセンサス標準化とは全く異なる活動だが、同じ「標準化」という言葉が使われていたため、その両者が一体的に議論され、標準化が市場を独占するツールとして強い興味を向けられることとなった。デファクトスタンダードのビジネスは特許の占有と一体化していたため、技術をオープンにすることで情報の非対称性を解消することが基本機能の「標準化」との間に様々な齟齬が生じつつ、「標準を取る」という言葉だけが産業界に広く普及することとなってしまった。

さらにこの流れを受けて標準に組み込まれた特許（標準必須特許）で利益を上げるビジネスにも注目が集まることになった。元々標準必須特許は標準が普及した後に特許料を請求されるホールドアップが問題視され、標準化関係者の間では、規格原案に特許技術をなるべく入れず、入れる際にはできるだけ無償になるように事前交渉したうえで標準化を行うことが基本とされていた。しかし、技術進歩のスピードが速まり、新技術の標準化タイミングも早まるとともに、規格原案に特許が含まれることが電気電子分野やソフトウェア分野では当然のこととなってきた。その特許料で儲けるビジネスが企業の注目を集めることになり、特にエレクトロニクス分野では特許を標準に埋め込むことが知財部の役割と認識されるようになってしまったのである。

この動きは通信分野におけるクアルコム社のビジネスでさらに拡大することになり、2000年代後半に「標準必須特許問題」として標準化関係者の頭を悩ませることになったが、徐々にこの問題が通信分野独特の問題となり、ISO,IECでは大きな問題になっていないことは不幸中の幸いだ。

WTO/TBT 協定への期待

この時期にISOやIECといった国際標準化に期待が集まる動きも生まれた。1980年に制定されたGATTスタンダードコードが1995年に設立されたWTOに引き継がれ、批准国一括受託の対象としてTBT協定が成立し、このWTOに中国が加盟することになったからだ。これによって、それまで独自規格で支配されていた中国市場が国際貿易市場に開放されることが期待されたのである。民間企業の戦略がデファクトスタンダード獲得と、標準に組み込まれた特許による利益獲

得に向かう中で、政府ベースでは国際的な標準化機関における国際標準化の重要性が見直されるようになった。

しかし、この段階で、日本の製造業にとっては、コストダウンと品質管理のための標準化は、ビジネスの武器になりにくくなっていった。人件費やエネルギーコストの上昇により、日本が世界と同品質のものを安く製造することは困難となり、韓国、台湾、そして中国へと、コストダウンと品質管理を目的として標準化のメリットは日本から失われていったのである。

ちなみに、WTO/TBT 協定への期待も、結局は期待外れであったと言わざるを得ない。国際標準化機関は、10億人の市場を持つ中国を無視できず、中国の国内規格を国際標準の一つとして認めるという文化が成立してしまった。

品質を武器にするための標準化

21世紀に入り、この流れが大きく変わった。標準化が、規格中に含まれない特許などの知的財産の価値を高めるツールとして利用でき、製品やサービスの差別化に大きな役割を果たすことが認識され始めたのだ。標準必須特許はライセンス料で儲けることはできても、その技術を独占することは困難だ。しかし、規格に含まれない特許や知財であれば、堂々と独占し、ライセンスではなくモノづくりで利益を確保することが可能だ。

このビジネスを成功させるためには、積極的に標準化活動に参加し、自らの知的財産の価値を知りつつ、その価値をうまく引き出す標準を作り出す必要がある。標準化がルール作りとしての価値を強調されるようになったのもこのためだ。自らルールを作らなければ、

自らの強みを十分に発揮することができないことを標準化参加者が理解し、それをビジネスに取り込み始めたのである。

この動きは、ビジネスにおける標準化の価値を大きく高めることになり、様々な成功例が生まれた。しかし、まだまだ標準化をツールとして使いこなせるビジネス人材は少なく、多くの企業が試行錯誤している状況だ。

エコシステム時代の標準化へ

そしてここ数年注目を浴びているのが、ビジネスエコシステムの考え方だ。これが普及しているのは、消費者と供給者のそれぞれが、ネットワークの中で複雑に結びつき、新たな価値を生み出し始めたためだ。

まず消費者が、単に市場に提供されたものを買うだけでなく、市場に提供されるものに対する要求を幅広く求めるようになってきた。このため、モノが、そのモノの利用価値だけでなく、幅広い存在価値を持たなければ市場に受け入れられない時代になってきた。そして、それを実現するためには単一企業の活動では困難で、多くの企業が相互に関係しながら価値を提供するビジネスの体制が必要となってきたのだ。このようなビジネスエコシステムの観点からの戦略議論が活発化している。

そしてその中で標準化の役割が大きく拡大している。

一つめがエコシステム上のプレーヤー間のインタフェース実現だ。ビジネスエコシステムの中でニッチプレーヤーが活動する最大のメリットは、同じエコシステム上のプレーヤー間に間接ネットワーク外部性が働き、自らの成長が他社を支援し、他社の成長が自らの成長の

糧となることにある。この環境を作り上げるツールが標準化によるインタフェースの実現だ。ビジネスエコシステム上で流通する情報をうまく使い合い、流れる情報の価値を高めることがビジネスネットワークの価値上昇につながる。そのためにインタフェースの標準化を積極的に行い、必要な情報をうまく活用できる環境を作り上げることが必須だ。しかし、このインタフェース標準は、ビジネスエコシステム上でのサブビジネスの独占に利用されることも忘れてはいけない。インタフェース標準は囲い込みのツールでもある。デジタルインタフェースの時代、インタフェース標準は量産され、様々な技術や製品のモジュラー化によるオープン化が進むことで参入者の増大を実現したが、すでに市場は複数モジュールの統合による囲い込みと独占の時代だ。インタフェース標準を壁にして自らの強い領域を囲い込み、既存のインタフェース標準を無効化して複数モジュールを一体化して独占するビジネスが多くの産業で見られるようになってきている。エコシステムはプレーヤーによる利益配分の場合だからこそ、そこでの利益配分をできるだけ大きくしようとする企業活動は当然だ。そのツールとして標準化が様々な形で利用されていることに注意しなければならない。

二つめが複雑化した市場と消費者の要求に応える情報提供ツールとしての適合性評価システムへの期待の増大だ。前にも述べたように、今モノの価値は、その性能や使い勝手だけではない。そのモノがリサイクルしやすいように作られているか、無駄なエネルギーを使わず、CO₂の排出量を最小にして作られているか、若年労働者などを使わず、身障者などの労働力を活用しているか、といった、製品を手にとって使っただけでは絶対にわからない多くの情報が、そのモノの価値として認め

られつつある。モノの価値だけでなく、そのモノを供給する企業の価値、国の価値も問われる時代になりつつある。このような中で役割を拡大しているのが適合性評価システムだ。適合性評価システムは、そのモノの持つ様々な価値をわかりやすく表示したり、それを適合性評価機関が保証することでモノに対する信頼を高めることを可能としている。世の中には、この適合性評価システムによる情報の提供が溢れ、それがモノの価値を大きく左右している。しかし、日本はこの適合性評価のビジネス活用において先進国、特に欧州に大きな後れを取っている。日本の適合性評価の多くが政府の技術規制とともに生み出され、縦割りでガラパゴス的に利用されてきたからだ。ビジネスエコシステムの重要性がますます高まる今後、ビジネスの潤滑剤としての適合性評価システムの立案能力を獲得することが必須だろう。

三つめが、これまでの形にとらわれないやわらかい標準の実現だ。技術開発速度が速まり、技術のデファクト化が起こる前に次の技術が普及している。ソフトウェア分野を中心にアジャイル開発といった手法が拡大している。このような環境では、ISO,IEC,JISだけでなく、様々な場で作られる様々なタイプの標準を使いこなし、様々な開発状況に対応できる環境を作ることが必要だ。学会での標準化や日本規格協会が実施しているJSA規格もそのツールの一つとなりうるだろう。

以上、標準化のビジネスにおける役割の変化と発展を私の視点から整理し、現代の標準化の可能性の広がりを目指してみた。このような中で、標準化の様々な活用事例や、海外の動きなどを紹介する媒体のニーズは高まっている。「標準化と品質管理」の復刊を祝い、益々の発展を期待したい。

ジェンダー問題と案内用図記号の変遷 図記号がおもしろい

児山 啓一

Keiichi Koyama アイ・デザイン

株式会社アイ・デザイン代表として国内外の多くの駅や空港など公共空間のサインデザインを手掛ける。JIS 案内用図記号委員、ISO 公共案内用図記号委員会国内主査を務める。



このところ、ニュースでジェンダーに関する話題が沸騰している。では、果たして図記号はこのことに十分対応しているのだろうか。そこで、JIS Z 8210 案内用図記号の変遷を調べてみた。

JIS の案内用図記号は男性が標準

図記号にはモチーフとして多くの人体が使用されている。人が利用する施設やサービスについて、文字に代わって情報を伝えることが図記号の目的なので、これはやむを得ないことだろう。国際標準では「ISO 22727：公共案内図記号の作成・デザイン原則」及び「ISO 3864-3：安全標識に使用する図記号のためのデザイン原則」という規格があり、ここに人体の標準図が掲載されている。その姿は一応、男性でも女性でもない、中性ということになっている。一方、JIS Z 8210 案内用図記号は、強いて言えば男性を標準としている。例えば、警察官は明らかに男性だし、エレベーターのかごの中にいる3人やミーティングポイントの2人はどう見ても男性だ。顕著なのは案内カウンターで、明らかに男性客に対して女性の係員が対応している。

「靴をぬいでください」も、よく見れば紳士靴だ。これらのジェンダー表現は極めて普通のこととして考えられ、図記号作成時、話題にもならなかった。(図表1参照)

ジェンダーを意識した図記号に

大きな動きがあったのは2013年で、ベビーカーが利用しやすい環境を促進するために、利用できる場所や設備を表す図記号を作ることになったときだ。それまでは、エスカレーターなどでの事故を防ぐためにベビーカー禁止の図記号があり、そこではスカート姿の女性がカートを押している。ベビーカーOKの場合は単に禁止の赤色の丸と斜め線を外すだけでも良かったのだが、ベビーカーを押すのは女性のままでよいのか、ということが議論になり、多くの方にヒアリングした結果、中性の人が押す図柄が採用され、2015年に追補として発行された。また、2020年に授乳室の図記号を再検討する際にも、男性も利用できる授乳室が増えてきていることから、授乳室＝女性という図式ではなく、男女共用、女性専用の二通りを作って、男女ともに安心して使えるようにした。(図表2参照)



図表1 男性が基本になった図記号の例



ベビーカー禁止：2002 ベビーカー禁止：2015 ベビーカー 授乳室（男女共用） 授乳室（女性用）

図表2 ジェンダーを意識した図記号の例

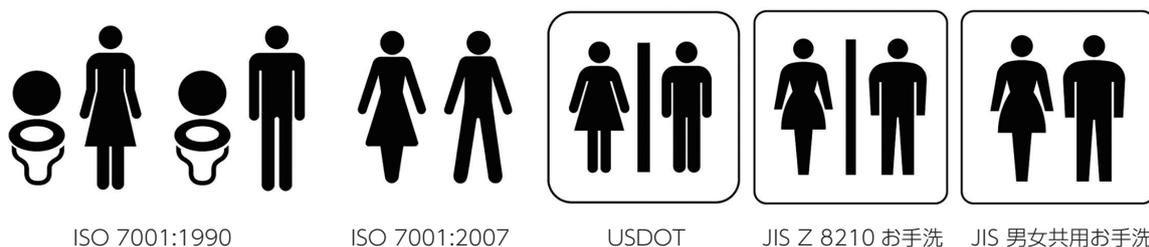
共生の視点でトイレ図記号を見直し

そして、同じく2020年、共生社会という広い視点で図記号を見直したとき、トイレの男女区分に様々な問題があることがわかってきた。一つはトランスジェンダーの人が性を意識しないで利用できる設備がなかったこと、もう一つは夫婦間あるいは親子間をはじめとする異性介助が気がねなくできるトイレがなかったことだ。今後、新しい図記号を考える際は、このようにジェンダーを意識しないモチーフで構成することが前提になるが、人の形を使う限り悩ましい問題は付きまとう。そもそも図記号は、それぞれの相違を一目でわかりやすく表現することが役割なので、男はより男らしく、女はより女らしく表現することで違いが明確になる。実際、2001年に、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団がJIS案内用図記号のもとになる標準案内用図記号を作成したとき、男女の姿は、ISO 7001と当時主流であったアメリカ運輸省USDOTの図記号を参考にしたが、男性は肩幅を広げより力強く、女性はスカート丈や体の線を調整してよりやさしくすることを心がけ、このことが結果的に先進性とともな日本らしいデザインの精緻さをア

ピールすることにつながり、公共、商業を問わず多くの施設で受け入れられた。当時、このデザイン方針に異論をはさむ人は誰もいなかった。（図表3参照）

オリ・パラとジェンダー問題

ところで、ジェンダー表現は、公共案内用の図記号に限らず、オリンピック・パラリンピックでも重要な課題だ。オリンピック競技シンボルのデザインは1964年の東京オリンピックを契機にアスリート界の共通言語として引き継がれている。ところが、そこにジェンダー問題が絡んできた。「競技シンボルのほとんどは男性を描いており、女性の姿は極めて少ない」というものだ。もっとも2021年の東京オリ・パラのシンボルと1964年のものとを比較してみると、2021年のほうが明らかに中性的で、このあたりの調整は社会状況の変化を重々承知のうえで、なされてきたものと思われる。次回パリ大会のシンボルがどのような評価を受けるか興味津々だが、案内用図記号もどうかかしてられない。レガシーを大切にしながら、常に次世代をけん引していける先進性を兼ね備えた図記号でありたいものだ。



図表3 トイレ男女図記号の変遷

ISMS の新規構築と 2022 年版の新規管理策の紹介

池田 秀司

Shuji Ikeda ISMS 主任審査員

日本規格協会グループ ISMS/PMS/BCMS 判定委員・審査員。NPO 日本セキュリティ
監査協会 研修・トレーニング小委員。i-3c 株式会社代表取締役。



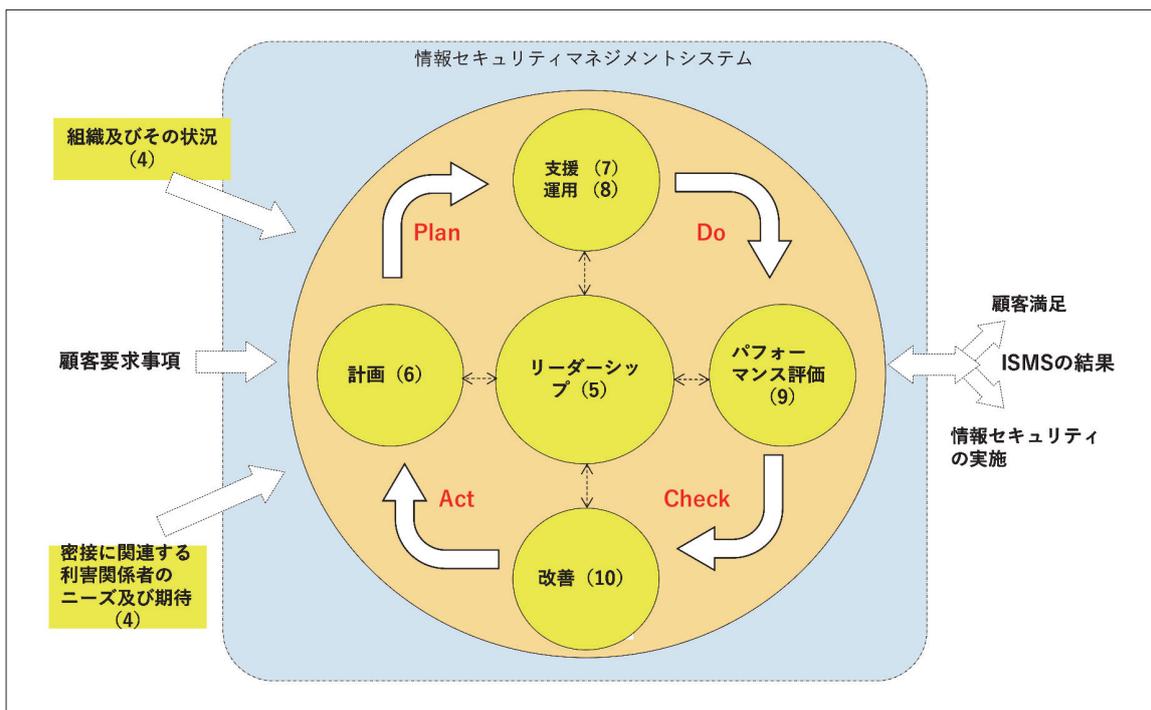
1. ISMS とは

ISMS (Information Security Management System) とは、情報セキュリティに関するマネジメントシステムのことであり、近年の ICT (Information and Communication Technology) への依存度の高まりや組織が取り扱う情報の多様化に伴って、その仕組みを採用する組織が年々増加している。(図表 1 参照)

世の中の情報セキュリティに関するインシデント (事件・事故等) は、日々発生しており、その一部はマスコミの報道等でも周知されて

いる通り、組織の経営基盤を揺るがすインパクトがあるものも少なくない。これらの情報セキュリティインシデントの発生原因としては、「人」に起因するものが大半であることが確認されており、継続的に組織のセキュリティ意識を高めることが、必要不可欠である。

一方で、意図せずに情報セキュリティインシデントが発生した場合は、組織のトップマネジメントが中心となって速やかに対応を行い、その被害を最小限にとどめる必要があるが、事が起こってからあわてて対処するのではなく、あらかじめ計画的に対応しないと困難である。



図表 1 ISMS 規格の構成 (出典: JSA 主催セミナー資料)

情報セキュリティについて技術的な対策をイメージされる方も多いかと思うが、ISMSでは、技術的な対策だけではなく、「組織」や「人」の管理を含めた対策に着目している。

ISMS 審査では、組織のトップマネジメントを対象としたインタビューを必ず実施するが、ISMS に積極的に関与し、組織の経営ツールとして活用している事例や ISMS を組織の業務プロセスに違和感なく統合しているような事例も少なくない。

また、現場の担当者等のインタビューを通じて、組織全体の改善につながるような課題を確認する事例や現場の担当者から改善に関する提案が行われるような事例もある。

ISMS の運用が成功している組織の多くは、前者のようなトップダウン（トップの積極的主導）の観点、あるいは、後者のようなボトムアップ（全員参加の仕組み）の観点における好事例を確認することができる。

2. ISMS の新規構築について

ISMS では、組織が採用したリスクマネジメントプロセスを適用することで、情報の機密性、完全性及び可用性をバランスよく維持・改善することが求められている（[図表 2 参照](#)）。例

| |
|-------------------------|
| ■ 機密性 (Confidentiality) |
| ➢ 許可された人にしか利用させない。 |
| ■ 完全性 (Integrity) |
| ➢ 内容が常に正確である。 |
| ■ 可用性 (Availability) |
| ➢ 使いたいときに使える。 |

図表 2 情報セキュリティの CIA
(出典：JSA 主催セミナー資料)

例えば、情報の取扱いルールを過度に厳しくした結果、情報の機密性は向上したものの、一方では、業務が回らなくなったというような声が現場から挙がってくるようだと可用性の方に問題が生じていることになる。ISMS の意図からすると ISMS を導入することで業務改善や業務の円滑化が進められるはずである。

情報及びその他の関連資産をどこまで ISMS の対象とするかは、組織の事業特性に応じて変化するが、多くの組織では、重要とされる電子データ（媒体等を含む）、書類を対象としている。また、情報機器、ソフトウェア、提供するサービス、人（資格、技量、経験等を含む）、評判やイメージのような無形資産を対象とした事例も少なくない。

保護すべき対象が明確になったら、それらに対する情報セキュリティリスクを把握して、そのリスクに見合った対策を講じる必要がある。すでにリスクに対する対策を行っている場合であっても、脅威は日々変化しているため、定期的なタイミングでの分析及び評価が必要となる。また、発生し得る脅威によっては、定期のタイミングを待たずに適宜速やかに実施する必要性が生じる場合がある。

過去の ISMS では、リスクマネジメントプロセスの仕組みが複雑化している傾向があったが、2013 年の規格改訂によって、以前よりも柔軟に適用できるようになり、より組織の実態に合った仕組みが採用されるようになった。

組織の重要な情報は、日々の運用で意識して守るべきものであり、関係者全員がリスクに対する考え方を共有し、無理なく継続的に運用できるようなプロセスを適用することが重要である。

3. ISO/IEC 27001 規格改訂のポイント

ISMS の要求事項となっている ISO/IEC 27001 (JIS Q 27001) が 9 年ぶりに 2022 年版として改訂された。他のマネジメントシステム規格との親和性向上やリスクマネジメントプロセスの適用において検討すべき情報セキュリティ管理策の構成変更、新たな情報セキュリティ脅威を踏まえた管理策の追加等が行われている。

2013 年版で既に運用を行っている組織は、2022 年版移行に当たって、自らの ISMS に対して差分 (GAP) がないかどうかの検証が必要になる。附属書 A に規定されている情報セキュリティ管理策で新規に採用したものととして扱われている管理策を **図表 3** に紹介する。新規、あるいは、変更された管理策の検証を行うことで情報セキュリティ対策の見直しの機会になると思う。

書籍紹介

[詳細はこちら](#)

ISO/IEC 27001/27002:2022 改訂対応 テレワーク時代の ISMS (情報セキュリティ マネジメントシステム) ガイドブック

～職場・リモートワークで留意すべき重要ポイント～

池田 秀司 著

本書は、ISMS 認証組織、これから ISMS 認証取得を予定している組織、自主的に ISMS に取り組んでいる組織が、テレワークの運用を進めていくにあたって留意すべき重要ポイントを取り上げています。第 1 章は要求事項の観点から、第 2 章は附属書 A の管理策の観点から留意すべき重要ポイントを述べ、第 3 章から第 8 章までは組織内の役割に応じて、トップマネジメント、管理責任者及び推進事務局、情報システム管理者、リモートワーク実施者等それぞれが行うべきことを分かりやすく解説しています。

発行所：日本規格協会
発行日：2022 年 12 月
定価 (税込み)：2,970 円
体裁：A5 判・144 頁



| 管理策 | 管理策の概要 |
|------------------------------|---------------------------------------|
| 5.7 脅威インテリジェンス | 脅威情報を収集、分析、展開することで、適切なリスク低減を実施 |
| 5.23 クラウドサービスの利用における情報セキュリティ | クラウドサービスの取得、利用、管理及び利用終了時のセキュリティ対策 |
| 5.30 事業継続のための ICT の備え | サービスの中断や阻害の影響が大きい ICT サービスの事業継続に向けた対策 |
| 7.4 物理的セキュリティの監視 | 認可していない物理的なアクセスの検知と抑止対策 |
| 8.9 構成管理 | ハードウェア、ソフトウェア、サービス及びネットワークのセキュリティ構成管理 |
| 8.10 情報の削除 | 必要とされなくなった時点での情報の削除 |
| 8.11 データマスキング | 取扱いに慎重を要するデータについて法令要求事項を満たした開示等の対策 |
| 8.12 データ漏洩防止 | 情報の認可されていない開示及び抽出の検出と防止対策 |
| 8.16 監視活動 | 異常な挙動及び情報セキュリティインシデントの可能性を検出 |
| 8.23 ウェブフィルタリング | 認可されていないウェブ資源へのアクセス防止対策 |
| 8.28 セキュリティに配慮したコーディング | セキュリティに配慮したコーディングの原則をソフトウェア開発に適用 |

図表 3 附属書 A に新規に規定された管理策とその概要

JIS Q 15001 実務対応のポイント

鈴木 靖

Yasushi Suzuki シーピーデザインコンサルティング

株式会社シーピーデザインコンサルティング代表取締役社長。認定個人情報保護団体 (JUAS,JADMA) 諮問委員会委員。JIS Q 15001 (2006、2017) 改正原案作成委員会委員。



制定 20 年 個人情報保護を改めて考え なければならない

2022 年 4 月に個人情報保護法は大きな改正を行って新法での施行となり、個人情報保護マネジメントシステムの規格である JIS Q 15001 も改正版がパブコメ募集で公表された。今年 2023 年は我が国に個人情報保護法が制定されてから 20 年 (2003 年 5 月 23 日成立、2005 年 4 月 1 日に全面施行) という年に当たり、本稿では 20 年間での変化に対して、事業者が JIS 規格を用いることでどのようにして応えていくことができるかをたどっていきたい。

そもそも我が国における法起草の背景は、当時経済産業省において議論された「個人情報の取扱いルールを早期に制定することで、海外 (EU) とのデータ流通で日本が優位に立てる」という考えにあった (消費者保護のための個人情報保護という話は本筋ではない)。しかし、「個人情報保護」のテーマでは日本は未開の地であったことから、国民に浸透させるために「個人情報の漏えい対策：安全管理」を前面に出していった節がある。事業者の対応においても、個人情報保護法を解説する「経済産業分野ガイドライン」に書かれた「安全管理のために講じなければならない事項、望ましい手法」と、「ちょっとした個人情報取扱い上のお作法 (HP 等の個人情報入力画面での同意文言の明示と同意ボタンな

ど)」をマル・バツで点検して、全てがマルとなったら確認終了とする、およそマネジメントシステムとは言えないようなものが 20 年近く運用されてきたようにも見える。

しかし、そもそも 20 年が経過した今において、「個人情報の取扱いルールを早期に制定することで、EU に対して日本の評価を上げる」という法制定の目的は果たせたのだろうか。クラウドサービスの提供でも、データ分析においても世界から遅れをとっている日本において、「Data Free Flow with Trust」が今後の産業発展につながるものなのか、改めて考えなければならない。

全体適用のための個人情報保護法

個人情報保護法が、「国全体のバランス」を考えるためのものであって、「法律を順守していれば“取り扱われる個人情報の本人一人一人”の権利利益が保護される」というものではないと気付くと、これまで行ってきたマル・バツ視点が自組織のためにはならないことが分かってくる。

その点では、道路交通法に置き換えてみると分かりやすい。「多くの人が 60 キロの制限速度を守ることによって“国としての安全・安心な道路交通事情”が作られるものの、個々の運転者にとっては、路面状態や混雑状況、車の性能、運転者の技能を加味して都度状況判断

することが大事」「制限速度を守っていれば、事故が起きないというものではない」ということである。

国としては、全体を通して安全・安心な道路交通事情を生み出すことで他国からの信頼を上げられるとなれば、「シートベルトの着用」を義務化するのだが、「行政が敷くグランドデザイン」と「個々の立場でのリスク/リターン」とでは違いがあることを理解しておかないと、自社にとってはそもそも何のための取り組みであったのかを見失ってしまう。

「個人情報保護」を推進することについて、国がそのグランドデザインを再構築できていない中で、法制定から20年が経過した今、事業者は自らの立場でその目的を見直す時期にきていると言えよう。(下図参照)

JIS Q 15001 を用いた組織における個人情報保護の推進

前述のように組織は国による設計によらず、“個人情報保護を推進するためのグランドデザイン”を自らで敷きなおす時期にきた。個人情報保護を推進する目的を尋ねれば、おそらく「個人情報を漏えいしないための活動」だと回答する組織は多いことだろう。しかし、それでは20年前から変わらない。20年前と比較すると、「ITは大きく進化した」「国民の多様性が広がった」「国際バランスが変化し、米国は個人情報が国の安全保障に影響すると叫んでいる」等々の変化が起きているのではないか。

JIS Q 15001 では、「本文 4. 組織の状況」において、自組織の利害関係者が「個人情報

全体適用のための個人情報保護法では規制が緩い点

- ・ 規制対象に「個人関連情報」を加えたが、「個人情報」と「個人関連情報」では規制内容が違っている。(「個人関連情報」に対してはまだまだ規制が緩い)
- ・ 「要配慮個人情報」の取扱いについて「本人同意」を原則としており、「取扱い禁止」を原則とはしていない。(性的指向を「要配慮個人情報」に加えていない)
- ・ 16歳未満の子どもに対する配慮を加算していない。
- ・ 緊急事態が発生した場合の通知義務を「法定報告事案」の場合で速報3～5日としており、EUに比して期間が長い。(1,000人を超える漏えいでは本人への通知義務があるが、ぴったり1,000人の場合には通知義務はない)
- ・ 委託者において中身に個人データが含まれることを知っている場合であっても、受託者において中身の個人データへのアクセス権が無いことが確認できた場合には、「個人情報の取扱いの委託」における監督を求められていない。
- ・ 「本人同意」を優位に持ってきて、本来あるべき「事業者の正当な利益と本人の利益との比較衡量」を重視していない。

保護の推進」に対してどのようなニーズ・期待を寄せているかを把握し、組織がグランドデザインを敷くことを要求している。そして、「本文 8. 運用」においては、「本文 6.2 リスク及び機会への取組み」で計画したリスクアセスメントを実施し対応することを要求している。

この規格が今改めて見直される背景としては、コロナ禍において我々が「ゼロリスクは無い」ということを認識したことがあるのではないだろうか。20 年前には、マル・バツチェックで語られた「個人情報保護」ではあるが、「IT の進化」「国民の多様性」「国際バランス」と、変化する要素が増えてきた現在において、常に先読みをして継続的に監視し、見直し、改善していく必要に迫られている。

コロナ禍において、「夜 8 時以降の飲食自粛」が決して、自分自身が感染するかどうかの基準ではないことを我々は十分に知った。

JIS Q 15001（改正案パブコメ版）では、2017 年版から再整理され、PDCA のマネ

ジメントシステムを要求する「本文」と、個人情報の取扱いについての管理策を示す「附属書 A」が明確に切り分けられている。「附属書 A」では、2022 年新個人情報保護法をベースとしながらも、その多くの箇所は「…について、法令に基づき、〇〇を行わなければならない」と書かれている。

個人情報保護法は 2025 年には 3 年ごとの見直しが行われることを考えれば、附属書 A をそのままなぞるのではなく、新個人情報保護法をベースとした上で利害関係者のニーズ・期待を反映させて強弱・上乘せを図っていくことが重要だのご理解いただけるところであろう。

JIS Q 15001 を使った PDCA サイクルを回していただくことで、20 年前には想像できなかったほどに IT の活用が進み、リスクが顕在化した（セキュリティ上の問題に限らず、クッキー利用で炎上したウェブサイト、委託先が中国の事業者であったことで問題視されたアプリなど）後でのリカバリーでは損失コストが爆発的に増大したことを改めて確認していただけるものと信じている。

セミナー紹介

[詳細はこちら](#)

JIS Q 15001 セミナー

JIS Q 15001 要求事項解釈コース

講師：鈴木 靖

開催日：2023 年 6 月 8 日（木）
東京会場での集合研修 & ライブ配信

本コースでは、パブリックコメント募集時の規格内容をふまえた上で、JIS Q 15001 の差分解説を行います。JIS Q 15001 と改正個人情報保護法のポイントの両方を解説いたします。また、既に JIS Q 15001 を使って法対応を超えた対応を行ってきた事業者の方々が、現状とのギャップを見つけ出し、いち早く適切な対応に向けて舵を切れるような内容となっています。



SDGs を ISO 14001/9001 で実践する

黒柳 要次

Youji Kuroyanagi パデセア

三井造船（株）、（株）長銀総合研究所主任研究員、（株）イーエムエスジャパン代表取締役を経て、現在（株）パデセア代表取締役。CEAR 登録環境主任審査員。



SDGs が企業に広がるいくつかの要因

SDGs は、2015 年 9 月国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2030 年までの持続可能でよりよい社会を目指すための国際目標である。17 のゴール(目標)と、169 のターゲット(達成基準)で構成されており、目指す未来は「誰一人取り残さない」貧困や格差のない社会である。SDGs は多様な内容を含んでおり、企業は、製品・サービスを社会に提供してつながっているため、あらゆる企業が SDGs に取り組むことが可能である。

SDGs も社会的に認知度が広がってきており、マスコミ記事などで目にする機会も増えている。SDGs のバッジをつけているビジネスマンもよく見かける。企業にとり、自社が SDGs に貢献していることを公表することは、会社の社会性を示していることになる。

SDGs が急速に企業に広がっているのにはいくつかの要因がある。外的な要因としては、気候変動が人類最大のリスクになってきたことがある。ダボス会議を主催している世界経済フォーラムが毎年発表している「グローバルリスク報告書」(2022 年度版)では、今後 10 年間に起こり得るリスクとして 1 位：気候変動緩和策の失敗、2 位：気候変動への適応失敗、3 位：自然災害と極端な異常気象を挙げている。気候変動により、地球、社会

に重大な問題が発生したならば、企業が無関係でいられるはずがない。地球という親ガメがこけたら、社会、企業という子ガメ、孫ガメもみなこけるのである。

こうしたリスクがあることを前提に、資本主義そのもののあり方が変わってきている。投資家は ESG 投資(環境、社会、ガバナンス)という、非財務情報を重視した投資をするようになってきている。投資はリスクが少ない方が、リターンが大きいいため、世界全体のリスクを低減させるための投資を行うようになってきたと見ることができる。ESG 投資に対し、企業の取組み姿勢として見られるのが SDGs への貢献である。

また、非上場企業、中小企業など投資家と直接関係しない企業においても SDGs に取り組む企業は多い。この理由として企業における経営の在り方、社会からの期待が変わってきていることがある。従来、海外企業を中心に、企業の価値は「利益をあげる」ことであり、株主に貢献することとの考えがあった。現在は、「企業は顧客への価値の提供、従業員の能力開発への取組み、サプライヤーとの公平で倫理的な関係の構築、地域社会への貢献、そして最後に株主に対する長期的利益の提供を行う」とのステークホルダー資本主義の考えが広がってきている。また、パーパス経営と言われる企業の価値を自ら定義し、社会的に意義がある存在として成長しようとの

経営も広がってきている。これらの経営を実践している企業は、SDGs に貢献できることは多々ある。

日本企業はどう SDGs を活用すべきか

日本においては、企業理念に「〇〇を通じ社会に貢献する」を挙げているところが多い。また近江商人の「三方良し」（売り手良し、買い手良し、世間良し）、渋沢栄一の唱えた「論語とそろばん」（正しい道理の富でなければその富は永続できない）も日本企業ならば、あえて表明しなくとも文化として根付いているのではないか。つまり、日本企業にとって SDGs に貢献することは、経営との整合性が良いのである。

SDGs は 17 のゴールがあり、企業により何に貢献できており、何へより貢献すべきか（＝企業としてどの領域に力を入れるべきか）は異なる。企業にとりどのゴールに最も貢献すべきかを考えることは重要であり、その内容がパーパス経営になり得るものである。筆者も SDGs の講演、講習をする際に、SDG コンパスというツールを使い、自社がどのゴールに貢献しているか、今後貢献すべきかを検討してもらっている。ある自転車部品メーカーはゴール 3（すべての人に健康と福祉を）が最も重要であると説明していた。理由は、

会社としては自転車を通じて世界の人を健康にすることが重要だからとのことである。また、ある地方の会計事務所はゴール 8（働きがいも経済成長も）が重要とのことであり、理由はその地方の企業の成長を支援するためとの説明であった。

ISO は SDGs を現場に落とし込むためのツール

ISO 14001/9001 は環境、品質におけるマネジメントシステムのツールである。企業の SDGs への取組みは、その企業のあり方を問うものであり、経営理念に近い領域である。企業経営の典型的な体系としては、経営理念があり、それを達成するための重点戦略があり、具体的な中長期経営計画、更に年度経営計画へとブレークダウンされる。ISO 14001/9001 は方針が重点戦略に近く、目標が中長期経営計画、年度経営計画に近い。従って、ISO 14001/9001 は、SDGs への貢献を企業現場に落とし込むためのツールとして整理することができる。

具体的な方法は二つある。一つは、方針に SDGs のゴールへの貢献を示すこと、もう一つがリスクと機会に SDGs のゴールまたはターゲットを取り上げ、目標に展開することである。SDGs の内容は多岐にわたるため、ISO 14001/9001 にすべてを落とし込むのではなく、他のマネジメントシステム（人材開発、労働安全、研究開発等）に落とし込むことも必要だろう。結局、企業の業務計画（中長期経営計画、年度計画等）に落とし込むのが良く、ISO の目標も業務計画と統合していけば、展開は更に進めやすいはずである。SDGs を組織内に落とし込むツールとして ISO 14001/9001 を活用し、実態が伴った SDGs 活動とすることを期待したい。

書籍紹介

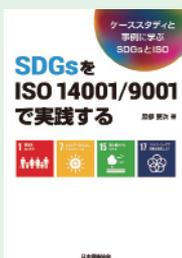
[詳細はこちら](#)

SDGs を ISO 14001/9001 で実践する ケーススタディと事例に学ぶ SDGs と ISO

黒柳 要次 著

SDGs を ISO 14001/9001 に取り入れる方法を解説。企業の取組みを具体的に理解することができます。

A5 判、本文：156 ページ、2,420 円（税込）、発行：日本規格協会



使うだけではもったいない！ QC 検定で実力アップを

小林 雅之

Masayuki Kobayashi

メーカー勤務の技術者。サラリーマンの仕事をしつつ、品質管理・マネジメント関係の研修講師などを務める。ものづくり日本復活のため日々奮闘中。



日本規格協会主催の無料セミナー「受けるだけではもったいない QC 検定 ～合格が START になる活用事例！！～」の講師を務める小林雅之氏に、日本の QA・QC 活動の現状、企業における QC 検定の活用と今後の課題などについて話をお聞きしました。（取材：本誌編集部）

QA だけでなく QC にも注力

—日本企業の QA・QC 活動をどのようにみ
ていますか。

最近では、品質マネジメントを QA と QC とに区別している企業が多くなっています。特に、企業による品質不正事件が世間を騒がせるようになってからは、多くの企業が QA の部分に多くの人材と時間を投入し、不正問題の撲滅を図ってきました。

30 数年前、私が品質管理セミナーを受講した際、講師の先生がこのような説明をされていました。「顧客からの品質クレームに対して『今後該当製品の検査強化を実施します』というのは対策として不十分である。検査強化となると、厳しめに合否判断を行い、サンプリング頻度を増やすのが一般的だが、そうすると歩留まりが低下するので、これまで以上に多めの原材料を手配し、より多くの生産活動に時間を費やさなければ、出荷すべき製品の確保はできなくなる」

実は、これが製品の納期問題やコスト増になり、製造部門や検査部門へのプレッシャーとなって、それが長年続いている企業の品質不

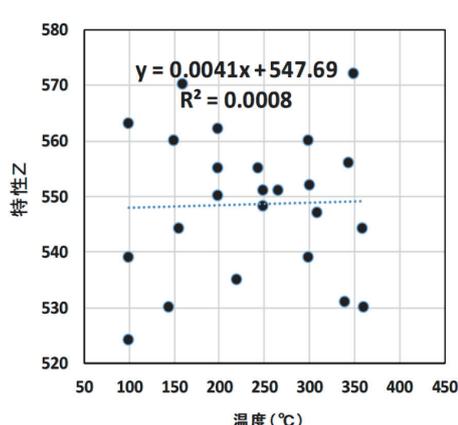
正のきっかけの一つになっています。不良が出たら検査で弾いて、合格品だけを出荷するという対応ではなく、そもそも工程能力を高め、不適合品が発生しないプロセスを構築することにもっと注力すべきなのです。

ただし、QC 活動は SQC に代表される統計手法、データ解析手法を十分に理解していないと本当の意味で高いレベルの改善はできないことと、統計的手法が積み上げ型の学習でないと本質を理解できないことから、この分野には足を突っ込まず、QA ばかりやっている人が多くなっているような気がします。

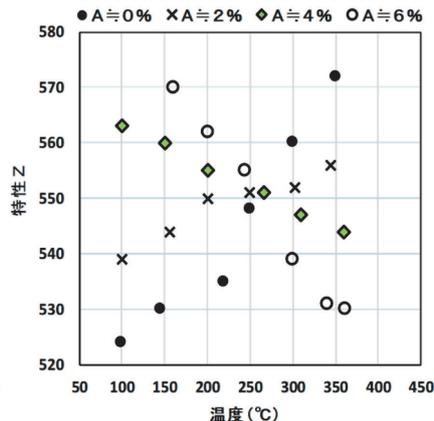
3 級・2 級・1 級で何ができるか

— QC に関する知識を客観的に評価する制度として QC 検定がありますが、受検者数が多い 3 級・2 級というレベルでは、どのような QC 活動ができますか。

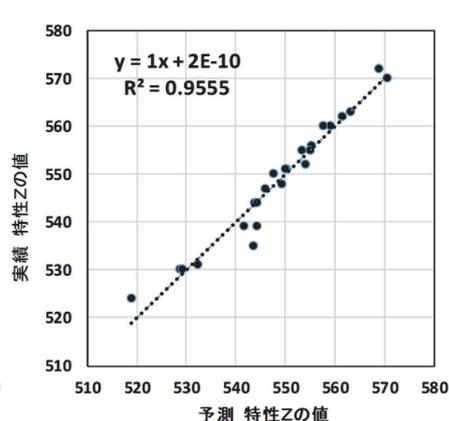
感覚によらないで、データ群の違いの有無を統計的に判断できます。また、目的としている指標と、影響していると考えられる指標の関係性も適切に評価できます。すなわち、現状及び改善後の状況をより適切に評価できるのです。



図表 1 温度と特性 Z の値



図表 2 温度と特性 Z の値
(元素 A 濃度で層別)



図表 3 重回帰式による予測値と実績値
(交互作用あり)

ーさらに1級レベルに進むと、どのような経験ができるようになりますか。

1級レベルである多変量解析の場合、「製品特性値Zと添加元素Aの濃度と熱処理温度の関係を示すデータから、添加元素A及び熱処理温度が製品特性値Zにどう影響しているか？」という例題に対し、一般的な分析では、各々の影響を見つけることはできませんが(図表1)、多変量解析(交互作用を考慮した重回帰分析)を適用すると、製品特性値Zが添加元素Aの濃度と熱処理温度の関数で上手く表現でき(図表2)、図表3のように特性値Zを十分に予測できます(からくりを明らかにできる)。つまり、これまで見えていなかったこと、気が付かなかったことが見えるようになるのです。

最終的には多変量解析ができるように

ー組織側(上司や経営者)は、QC検定をどのように活かすべきでしょうか？

上司・経営者は、常に意識してデータでもっ

て物事の意味決定の妥当性を評価するという雰囲気を作り出すべきです。いくら上司がやりたいと言っても、データという事実からはやるべきではないという結果になったなら、その結果を真摯に受けとめて、再度組織内で議論する姿勢が重要です。QC手法は「間違った意思決定をしてしまう確率を低下させる道具」なのですから、企業経営としてこれを活用しない手は無いはずだと思うのです。

ーQC検定で今後取り組みたい課題は？

個々人の業務改善・業務効率化は、意思決定の精度向上によって達成できると考えています。そのためにも、もっと企業がQCに注目して、ものづくりの実力をアップできるように訴えていきたい。QC検定は各人において、その機会、入口だと思っています。QC検定を通じて、ものづくりにおけるデータ解析の活用に興味をもち、最終的にはQC活動に携わる誰もが多変量解析をExcelのような一般的なソフトでできるようになっていただきたいと思います。

(取材日：2023年3月30日)

■ QC検定インフォメーション

毎年9月(6月申込受付)と、3月(12月申込受付)に開催するQC検定の制度、試験要項、申込、学習書・セミナー、導入・活用(動画)などを紹介しています。

[詳細はこちら](#)

JIS C 9335-1 (家庭用及びこれに類する電気機器の安全性) の改正について

住谷 淳吉 / 佐々木 秋次 / 安土 修平

Junkichi Sumiya / Akitsugu Sasaki / Syuhei Yasushi

電気安全環境研究所

一般財団法人電気安全環境研究所 (JET) は電気製品をはじめ、リチウムイオン蓄電池、太陽電池モジュール、パワーコンディショナ、サービスロボットなどの試験・認証を実施している機関である。



(写真左から住谷、佐々木、安土)

1. はじめに

2023年3月20日にJIS C 9335-1 (家庭用及びこれに類する電気機器の安全性) が改正された。この改正は対応国際規格であるIEC 60335-1の第6版が発行されたことに対応して行われた。JIS C 9335-1は電子レンジ、エアコン、冷蔵庫などの家庭用及び業務用機器の安全規格である。幅広い製品の通則 (共通的な要求事項) 規格であるため、関係する電気製品が多く、個別規格が90規格以上ある。さらに、今回のJIS C 9335-1は通常よりも大きな改正であり、関係する電気製品に与える影響は大きい。

対応国際規格のIEC 60335-1は通常、通則 (Part1) が改正されても個別規格は改正せずに通則の最新版と併読することができたが、大きな改正であるがゆえに、今回のIEC 60335-1の第6版は、併読する個別規格も改正しないと併読できない通則となる。このため、今後対応するIEC 60335のすべての個別規格 (Part 2) の改正にあわせて、JIS C 9335の個別規格も順次改正されることになる。

こうした背景のなか、本稿では「JIS C 9335-1の主な改正概要」、「IEC 60335-1とJIS C 9335-1との主な差異」及び「JIS C 9335-1と電気用品安全法との関係」を示す。

2. JIS C 9335-1の主な改正概要

今回の改正点において、その量と質に関して最も大きなものは、バッテリー駆動器とそのバッテリー自身に対する要求事項となる。従来の規格では充電式バッテリーをバッテリー駆動機器内で充電するものと規定していたが、今回の改正で非充電式バッテリーを使用するバッテリー駆動機器 (リモートコントローラ含む) の規定が追加された。更に、充電式バッテリーにおいても着脱充電式バッテリー、分離接続形バッテリー、一体充電式バッテリーなどに区分され、バッテリー駆動機器から切り離して充電する規定も追加されている。また、バッテリー自身に対する要求事項も追加された。これらバッテリー駆動機器がバッテリーで動作している時の要求事項は附属書Bで主に規定され、バッテリーをバッテリー駆動機器から切り離さないで充電するときの要求事項は規格本文中で、バッテリー駆動機器が意図した機能を実行しながら、あるいは、実行しない状態で評価される。

また、製品の設計上でインパクトの大きい改正点としては、従来の検査プローブBに追加して、3歳から14歳の子供を想定した検査プローブ18の適用がある。この検査プローブ18の追加適用は、主に8項の充電部保護の評価と、20.2項の運動部保護の評価に対するものであるが、その他の項目において特に

対応国際規格 IEC 60335-1 の個別規格 (Part 2) で従来検査プローブ B を適用して評価していた場合は、個別規格 (Part 2) において、この検査プローブ 18 の追加適用も検討されている。これら個別規格 (Part 2) では、更に小さな 3 歳以下の幼児を想定した検査プローブ 19 の追加適用も検討されている。

その他の改正点としては、遠隔通信規定の拡充もある。従来の規格では、遠隔操作として、主に 22 項の構造要求として機器の動作を停止させるためのスイッチの取付要求、運転持続時間の設定要求、機器内に組み込んだ制御装置の優先、手作業での遠隔操作の設定などの要求はあったが、今回の改正で、遠隔通信を新たに定義し、遠隔モニタリング、ソフトウェアのダウンロード、制御パラメータの変更などに対して、その遠隔通信時にこの規格の適合性に影響する場合は、通信時の故障／エラーに対する対処手法、ソフトウェアのダウンロードの手順、他のソフトウェアとの分離、遠隔通信前の認可、不正アクセス防止の要求などが、附属書 R や新設の附属書 U に規定された。

光生物的安全性の要求も改正点の一つである。JIS C 9335 で取り扱う白物家電製品の中には照明目的としてランプ (LED 灯を含む) を使用するものがあるが、その光に対して人体 (特に目) に対して影響がないように光に対する評価規定が追加された。この改正の中には紫外線に対する要求事項も含まれる。

上記の大きな改正点の他に、部品／材料試験などの引用規格の変更／追加、製品上コンセント、AC アダプタの規定、機能接地、取扱説明書、コードセット、表示文字の大きさ、変動入力測定、温度規定値、ダイレクトプラグインタイプ機器、耐水性試験、USB 端子、

窒息防止、ボタン電池、機器停止装置、内部配線、モータ運転用コンデンサ、電源接続、材料試験、ソフトウェア評価、などに対して改正が行われている。

3. IEC 60335-1 と JIS C 9335-1 との主な差異

JIS C 9335-1 の対応国際規格である IEC 60335-1 は、世界中で使用されることを想定し、各国が議論に参加して作成された規格である。しかし、そのまま国際規格を各国で活用しようとする、配電事情・気候条件・体格差・風習・文化といった違いから、安全に対して過不足がどうしても発生する。我が国も例外ではなく、IEC 60335-1 を JIS 化するにあたり、いくつかの技術的差異事項を設けた。

今回の改正で新たに追加された主な技術的差異事項は、次のとおりである。

- ① 注意喚起表示の高さの指定方法
- ② 機械的強度試験後の判定
- ③ 異常試験時におけるバッテリーの適否の判定方法
- ④ 周波数切替えスイッチの誤切替の試験
- ⑤ バッテリーの上限充電電圧の変更
- ⑥ 機械的強度試験後の耐電圧
- ⑦ 可とうコードの中間に接続するもの
- ⑧ 相互接続コードの導体太さ
- ⑨ 検査プローブに加える力
- ⑩ バッテリセルへ要求する規格
- ⑪ ソースコードの確認

主に、国際規格では考えられていないが、我が国で古くから認められているクラス 0 機器への要求事項の追加、IEC の誤記や疑義がありあるべき要求事項、単なる明確化を目的に修正したものであるが、海外の製品を輸入

する場合、①日本語での表示要求の指定方法、④周波数切替えスイッチの試験、⑩バッテリーセルへの要求は特に注意が必要である。これらは国際規格より要求を厳しくした内容であるため、例え国際規格に適合していたとしても、JIS を適用する場合には必ず追加の評価が必要になる。

4. JIS C 9335-1 と電気用品安全法との関係

「電気用品安全法の技術上の基準を定める省令（以下、「技術基準」という）については、電気製品の安全に関する JIS が技術基準を満たす解釈例（以下、「解釈別表第十二」という）として採用されている。（解釈別表第十二の詳細については、[電気用品安全法のページ](#)の「通達」にある「別表第十二 国際規格等に準拠した基準」参照）」

解釈別表第十二では、JIS C 9335-1 は個別規格（Part2）とともに使用する規格となっているため、今回改正された JIS C 9335-1:2023 に対する1つ以上の個別規格（Part2）が改正された後に、解釈別表第十二に採用される予定である。このように、JIS が IEC 規格の最新版に整合されても解釈別表第十二に採用されるまでは、最新の JIS が技術基準の解釈例にならないため、電気用品安全法の技術基準適合を確認するための手段として JIS を適用するときは、常に解釈別表第十二に採用され

ている JIS の発行年に注意する必要がある。

5. 最後に

筆者達が所属する一般財団法人電気安全環境研究所（以下、「JET」という）においては、試験・認証業務での知見を生かして、JIS C 9335-1 の改正においては、分科会の主査を務めるなど多くの JIS 作成に貢献している。JET では、JIS C 9335-1（又は、IEC 60335-1）及びそれと併読する個別規格を適用して次のような試験・認証サービスを行っている。 [詳細](#)

- ① 電気用品安全法の特定電気用品に該当する電気用品に対する電気用品安全法に基づく適合性検査 [詳細](#)
- ② 電気用品安全法の特定電気用品以外の電気用品に対する技術基準適合確認のための試験 [詳細](#)
- ③ 電気製品の安全の証である S マーク認証 [詳細](#)
- ④ IECEE-CB に基づく CB 証明書の発行 [詳細](#)
- ⑤ 規格の解釈に関するご相談（総合支援サービス） [詳細](#)

規格は手段であり、その手段を使用して、関係者の方に活用されて意味があるものとなるが、その活用に対して上記のサービスをご利用いただければ幸いです。

■ JIS C 9335-1 は JSA の Webdesk で購入できます

JIS C 9335-1 は、1998 年に制定されて以降、2002 年（平成 14 年）に電安法の 2 項基準に J60335-1（3 版 -H14）として採用され、新解釈の別表第十二の中で引き続き引用されている規格です。時代のニーズ・需要に合わせて 2 回の改正を経て、2023 年 3 月 20 日に最新版が発行されました。今回の改正では、リチウムイオン電池などを用いたバッテリー駆動機器の普及に合わせて、バッテリー駆動機器に対する要求事項の追加、インターネットを利用して操作可能な家電機器に関わる要求事項などが追加されています。 [販売サイトはこちら](#)

これが創刊号です

標準化と品質管理の前身である「規格と標準」第1号は1946年8月20日に発行されました。

『標準化と品質管理』に改題。

一九六四年

二〇二三年

『標準化と品質管理』WEB版で復刊。



新しい表面性状規格 ISO 21920 シリーズの紹介

内館 道正

Michimasa Uchidate 岩手大学

岩手大学理工学部システム創成工学科 教授。専門は機械工学、サーフェスメトロロジー、トライボロジー。ISO/TC213（製品の寸法・形状の仕様及び評価）日本代表。



1. はじめに

表面粗さなどの加工物の表面性状の管理は主に二次元の輪郭曲線方式で行われており、関連する内容は図表 1 に示す ISO 4287:1997 などの多くの ISO 規格によって規定されてきた。それらの規格発行から約 20 年

が経過した 2021 年に、新しい輪郭曲線方式の表面性状規格群である ISO 21920 シリーズが発行された。

本記事では、ISO 21920 シリーズ（以下、「新 ISO 規格」）を以前の ISO 規格（以下、「旧 ISO 規格」）との違いを中心に紹介する。

| 旧 ISO 規格 *1 | 旧 ISO 規格への対応 JIS 規格 | 新 ISO 規格 (ISO 21920 シリーズ) | 概要 |
|-------------------|---------------------|---------------------------|--------------------|
| ISO 1302:2002 | JIS B 0031: 2003 | ISO 21920-1: 2021 | 表面性状の図示方法 |
| ISO 4287: 1997 | JIS B 0601: 2013 | ISO 21920-2: 2021 | 表面性状の用語とパラメータ |
| ISO 13565-1: 1996 | JIS B 0671-1: 2002 | 該当なし | プラトー構造表面のためのフィルタ処理 |
| ISO 13565-2: 1996 | JIS B 0671-2: 2002 | ISO 21920-2: 2021 | 3 層構造表面の評価方法 |
| ISO 13565-3: 1998 | JIS B 0671-3: 2002 | 同上 | プラトー構造表面のための評価方法 |
| ISO 4288: 1996 | JIS B 0633: 2001 | ISO 21920-3: 2021 | 仕様オペレータ（測定や処理の条件） |
| ISO 3274: 1996*2 | JIS B 0651: 2001 | 同上 *2 | 触針式粗さ測定機の特性 *2 |

* 1 正誤票及び追補も含む

* 2 一部の内容（カットオフ波長、触針先端半径、サンプリング間隔）が ISO 21920-3 に含まれたもので、ISO 3274: 1996 を置き換えるものではない。

図表 1 輪郭曲線方式による表面性状の主な新旧 ISO 規格と対応 JIS 規格

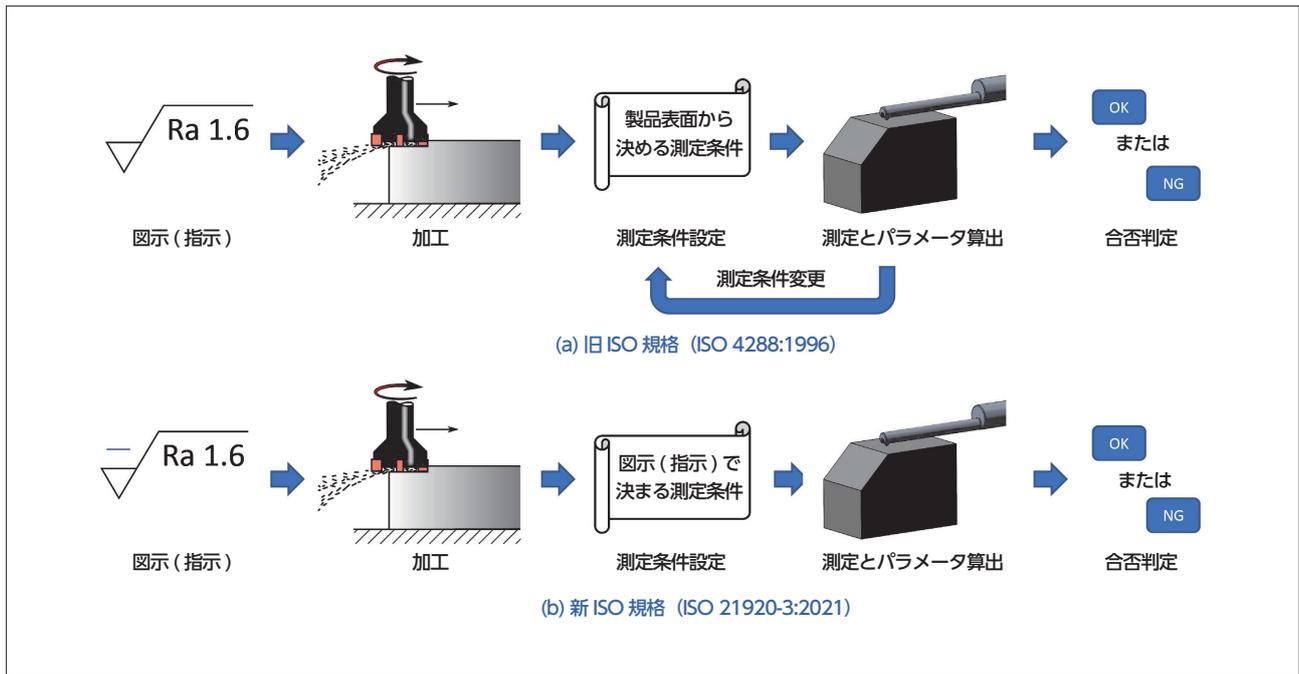
2. 変更点の概要

新 ISO 規格に基づく図示記号には、図表 2 に示す様に、新規格に基づく指示であることを明示するための横棒が追加され、パラメータ記号のフォントや空白部分の幅なども変更されている。その他、図面中に文字で追加の要求事項を書く方法や複数加工の指示方法などが追加されるなど、旧 ISO 規格に対する改善が施されている。

| | 旧 ISO 規格 ISO 1302: 2002 | 新 ISO 規格 ISO 21920-1:2021 |
|-------------|----------------------------|------------------------------|
| 図 示 例 | | |

図表 2 新旧 ISO 規格による表面性状の指示記号等の比較

旧 ISO 規格に基づく評価手順においては、測定条件は加工物表面の表面性状（例えば、算術平均粗さ Ra や最大高さ粗さ Rz の大きさ）に応じて決定するものとされてきた（図



図表3 新旧ISO規格による表面性状の評価手順の比較

表3 (a) が、新ISO規格における測定条件は指示されたパラメータの許容限界値等に基づいて一意に定まるものとした(図表3 (b))。この変更によって、評価における手間と測定条件の曖昧さが軽減されると期待される。

- ・ プラトー構造表面のフィルタ処理の変更
- ・ 針先端補正処理の導入
- ・ 表面の傷などの表面の不整 (surface imperfection) の取扱いに関する変更

3. おわりに

本記事では、新しい表面性状ISO規格であるISO 21920シリーズを紹介した。ISO 21920シリーズは、旧ISO規格の運用に当たって問題となってきた事項を解決すべく制定された規格であると同時に、旧ISO規格との差異が大きくなりすぎないこと (continuity) を意識して制定された規格でもある。しかしながら、前述の様に評価手順が変更となっており、また許容限界受入ルールの変更の様に一見わかりにくい変更点もあるので、指示する側と検査する側の双方は一通り理解しておくべきであろう。

許容限界受入ルールとして、旧ISO規格では指示値を満たさない個数を16%まで許容する「16%ルール」がデフォルトであったが、新ISO規格では「最大値ルール」がデフォルトとなった。なお、16%ルールを引き続き適用する場合には、図表4に示す様に「T16%」を付記すれば良い。

| | 旧ISO規格 ISO 1302: 2002 | 新ISO規格 ISO 21920-1:2021 |
|-------------|--------------------------|----------------------------|
| 図 示 例 | | |

図表4 新旧ISO規格による16%ルール指示の例

その他の変更事項として、以下が挙げられる。

- ・ 設定クラスによる測定条件指示方法の導入
- ・ 評価長さとは基準長さに関する変更
- ・ 新規パラメータの追加

最後に、ISO 21920シリーズへの対応でご協力いただいたISO/TC213国内委員会の皆様にお礼申し上げます。

ISO/IEC ヘッドライン

本ページでは、一般社団法人国際標準化協議会（事務局：日本規格協会）が公開している ISO/IEC 等の標準化機関発行のプレスリリースをピックアップして概要を紹介しています。



ヘルスケア分野のイノベーションを推進する人工知能 (AI) (Michael Glickman 記：ISO/TC 215〈保健医療情報〉議長)

人工知能 (AI) は意思決定能力を強化し、ヘルスケアの質を向上させ、コストを削減して、医療業界に革命をもたらしている。しかしながら、我々はスーパーコンピュータから得た医療分野の膨大なデータを十分に活用しているとは言い難い。AI 技術は医療の分野の隅々まで着実に適用されているため、規制当局はヘルスケアにおける AI の安全性を担保するための複数のアプローチを検討する必要にせまられているが、これには国際規格が含まれる。この分野の規格は、AI システムが完全に相互運用可能で透明性があることを保証し、偏見や不平等を防ぐために、将来の AI の使用を導くものになるだろう。



労働の世界を形成する主要な 3 つの動向 (ISO プレスリリース)

国際規格は、持続可能で公正かつ包括的な職場の管理に必要な基礎と指針を提示し、雇い主と働き手に共通の地盤を作り出してくれる。新しいマネジメントシステム規格である ISO 30201 は、労働者の待遇の向上、組織にもたらされる結果の改善、より広い社会目標の支援の手引である。ISO 30414 は、人的資本の価値を重視し、コンプライアンスと倫理、多様性など、全部で 58 の有用な尺度でスタッフの貢献を明確かつ透明なものにしており、あらゆる規模の雇用者の手引となる。ISO 23326 は、労使双方にとって有益な、目的と価値に結びつけられた環境を作り出すための従業員エンゲージメントの手引である。



ネットゼロを目指す物流業界 (Rick Gould 記：英国環境庁シニアアドバイザー)

2023 年 1 月に開催された世界経済フォーラムの年次総会で、物流業界の温室効果ガス排出量のネットゼロに向けた取組みを支援する新しいガイダンスが発表された。この新ガイダンスは、物流産業の排出量会計の包括的な方法を提示している国際規格である ISO 14083 の有用性と有益性に焦点を当てている。この規格は、世界中の物流産業による二酸化炭素排出量の共通の計算と報告方式を確立することになる。気候対策の決め手として、今後規格化されれば、世界中の物流産業の炭素削減に向けた努力を支えることになることが期待されている。

■ ISO 30414 が注目されています

話題を呼んでいる ISO 30414（ヒューマンリソースマネジメント—内部及び外部人的資本報告の指針）の対訳版が発行されています。 [詳細はこちら](#)

最新の ISO, IEC, ASTM ASME, BS, DIN のポイント

4月末までの新刊 ISO, IEC, ASTM, ASME, BS, DIN の規格中から下記 5 点を紹介します。



ISO 24089:2023 自動車—ソフトウェア更新エンジニアリング（邦訳版発行有り）

国連WP29（自動車基準調和世界フォーラム）で成立した UN-R156 に関連する ISO 規格です。これまで UN-R156 に基づく対応を行ってきた OEM 等は同規格への対応も求められると思われます。なお、同フォーラムでは、UN-R155 と UN-R156、UN-R157 の国連規制が採択され、関連する ISO 規格としては ISO/IEC 21434:2021 などがあります。



ISO 45002:2023 労働安全衛生マネジメントシステム — ISO 45001:2018 実施の一般指針（邦訳版発行有り）

この規格は、組織が ISO 45001:2018 に適合するために役立つ、労働安全衛生マネジメントシステムの確立、実施、維持及び継続的改善に関する指針を示すものです。ISO 45001:2018 の要求事項は含まないため、ISO 45001:2018 併せて利用することが求められます。



ISO 14083:2023 温室効果ガス — 輸送チェーンの運用から生じる温室効果ガス排出量の定量化と報告

現在、世界的に環境汚染への対応が進んでいます。この規格は、旅客及び貨物の輸送チェーンにおける温室効果ガス（GHG）排出量の定量化及び報告のための要求事項と指針を提供します。なお、すべての輸送手段（陸上、水上、空中を問わず）を対象としており、その輸送手段の種類も問わず適用可能です。



ASTM E83 - 23 伸び計システムの検定及び分類の標準実施要領

この規格は、伸び計システムの検定及び分類のための手順について規定しています。なお、引張ひずみ又は圧縮ひずみに対応する長さの変化に比例する値を指示又は記録する機器にのみ適用、また SI 単位又は米国慣習単位のいずれかに基づく伸び計に使用することができるかとされています。



BS EN ISO 10993-10:2023 医療機器の生物学的評価—第 10 部：皮膚感作性の試験

この規格では、医療機器及びその構成材料について、皮膚感作性を誘発する可能性についての評価手順を規定しています。2021 年に発行された ISO 10993-10:2021 の IDT として EN 規格に採用された後、BS 規格として発行されました。なお、ISO 10993-10:2021 の邦訳版は日本規格協会から発行しています。

■ ISO 56002 の対訳版が好評です

イノベーションマネジメントシステムの手引書である ISO 56002:2019 の対訳版を日本規格協会から発行していますが大変好評です。また、認証規格である ISO 56001 の開発もすでに始まっています。 [詳細はこちら](#)

最新の JIS リスト 2023/3 ~ 4 月発行分

2023年3月21日～4月20日に日本規格協会から発行された規格(3-4月 JSA Webdesk 販売開始分)です。

◆ 建築分野 (部門 A)

| 規格番号 | 文書表題 | 出版日 | 税込価格 |
|-----------------|---------------------------------|------|---------|
| JIS A 1320:2023 | 建築内装用サンドイッチパネルの箱型試験体による燃焼性状試験方法 | 3/25 | 3,190 円 |
| JIS A 5406:2023 | 建築用コンクリートブロック | 4/20 | 3,850 円 |
| JIS A 5917:2023 | 衝撃緩和型豊床 | 4/20 | 2,200 円 |

◆ 機械分野 (部門 B)

| 規格番号 | 文書表題 | 出版日 | 税込価格 |
|--|--------------------------------------|------|---------|
| JIS B 9960- 1:2019 /AMENDME NT 1 :2023 | 機械類の安全性—機械の電気装 置—第 1 部：一般要求事項 (追補 1) | 3/25 | 1,870 円 |

◆ 電機分野 (部門 C)

| 規格番号 | 文書表題 | 出版日 | 税込価格 |
|-----------------|-----------------|------|---------|
| JIS C 4413:2023 | 低圧蓄電システムの評価指標 | 4/20 | 3,630 円 |
| JIS C 4414:2023 | 家庭用低圧蓄電システムのラベル | 4/20 | 2,200 円 |

◆ 化学分野 (部門 K)

| 規格番号 | 文書表題 | 出版日 | 税込価格 |
|-----------------|--|------|---------|
| JIS K 0182:2023 | 表面化学分析—走査型プローブ 顕微鏡—カンチレバーの垂直ばね 定数の決定方法 | 4/20 | 3,190 円 |

◆ 管理システム/その他 (部門 Q, Z)

| 規格番号 | 文書表題 | 出版日 | 税込価格 |
|------------------|----------------------------|------|---------|
| JIS Q 17030:2023 | 適合性評価—第三者適合マーク に対する—一般要求事項 | 4/20 | 2,200 円 |
| JIS Q 17060:2023 | 適合性評価—適正実施規準 | 4/20 | 2,200 円 |

◆ その他の分野 (部門 A, B, C, K, Q, Z 以外)

| 規格番号 | 文書表題 | 出版日 | 税込価格 |
|-------------------|---------------------------|------|---------|
| JIS E 3005:2023 | 点制御式自動列車停止装置—試験方法 | 3/27 | 3,190 円 |
| JIS E 5004-2:2023 | 鉄道車両—電気品—第 2 部：電気 機器の一般規則 | 3/27 | 3,630 円 |
| JIS G 4901:2023 | 耐食耐熱超合金, ニッケル及び ニッケル合金—棒 | 4/20 | 2,640 円 |
| JIS R 3209:2023 | 複層ガラス | 4/20 | 3,190 円 |
| JIS T 9232:2023 | ストーマ用品に関する用語 | 3/25 | 2,200 円 |

日本規格協会の Web 販売サイト JSA GROUP Webdesk 使い方事始め

トップ画面 あなたはグーグル派？ それともヤフー派？

グーグル派
探したい名称やテーマが決定済みで検索に直行したい方はこちら！

ヤフー派
いろんな所にも目移りしながら、ゆるゆると検索したい方はこちら！

検索する

規格・書籍・物品
規格番号【半角】(例: Q9001)、標題

すべて

セミナー・説明会
セミナーなどのキーワード

検索する

規格・書籍・物品TOPへ

セミナー・説明会TOPへ

規格・書籍・物品画面

あなたは即購派？
それとも検討派？
例えば「27001」で検索すると・・・

右の3タイプのボタンから「冊子」を選んで購入しました。

即購派

検討派

21,142 円 (税込)

35,937 円 (税込)

「27001」に関連する規格・書籍・物品の数が左サイドに表示され、クリックすると関連アイテムが表示されます。

規格以外でも情報を得たいので、関連書籍を調べました。

検討派

例えば「書籍」をクリックすると、27001 関連書籍が表示されます。

検索結果

ISO/IEC 27001/27002:2022改訂対応
テレワーク時代のISMS (情報セキュリティマネジメントシステム) ガイドブック
監修・リソースワークで留意すべき重要ポイント

ISO/IEC 27001・27002拡張によるサイバーセキュリティ対策
ISO/IEC TS 27100:2020の解説とISMS活用術

セミナー・説明会画面

あなたはカテゴリ派？
それとも種類派？
お目当てのセミナーを見つけるために

下図はセミナー・説明会の検索画面です。カテゴリ (品質管理、ISO など) や規格名が分かっている場合は、この画面で検索すると便利です。「QC 検定」のように開催規模が大きいものは開催地を指定して絞り込むとよいでしょう。

セミナー・説明会一覧

カテゴリ派

地区

開催地

キーワード

検索する

ですが、「ISO 国際標準化セミナー」や「ISQ 大会」といった特別なイベントは上記検索画面では見つからないので、下記の「研修の種類」の画面から検索してください。

研修の種類から探す

種類派

公開セミナー

規格説明会・講演会

社内研修

研究会・シンポジウム・ISQ大会

国際標準化セミナー

海外研修

通信講座

Web受講
ライブ配信/動画配信

QC検定関連
セミナー

Webdesk 会員向け情報

会員なら読まなきゃ損！
標準化をテーマにした柔らかな記事から標準化最新動向まで役立つ読み物が満載です。

Webdesk 会員向け情報 標準化で、世界をつなげる。

会員向け情報TOP

記事

標準化最新動向

JIS規格

国際・海外規格情報

購読メール管理

新着ニュース

【英国】BSIとCitadel AIが提携してAIの課題を解決

【英国】BSI、規格とインフラの脱炭素化に関するPWS 2024/2025発行を発表

SUSHIBOYSと考える、文化保存装置としての音楽・規格 (後編)

SUSHIBOYSと考える、文化保存装置としての音楽・規格 (前編)

ドゥー氏に聞く「MPC、ものづくり、標準化」(後編)

JIS のポイント紹介

3月20日及び4月20日 JIS 公示（制定及び改正）の中から下記4点を紹介します。



JIS A 5406 建築用コンクリートブロック（改正）

この規格は、主として建築物の壁、基礎、塀、門柱その他に用いる配筋のための空洞をもつコンクリートブロックについて規定したもので、2017年改正時の懸案事項とされた空洞ブロックの性能による使用箇所の明確化、型枠状ブロックについて建築基準法の関連法案との整合化、ブロックの試験及び検査等についての曖昧な規定の解消やより具体的な規定にすることなどが改正されている。



JIS A 5917 衝撃緩和型畳床（改正）

この規格は、高齢者などが快適な生活を送るために畳の使用性を向上する目的で、衝撃を吸収しやすい構造で製造する衝撃緩和型畳床について規定したものである。近年では品質を維持しつつ、薄くすることが求められていることから、衝撃性能を有する厚さの薄い製品改正によって、使用者がより安全で安心して生活を送ることができる住宅・施設へのリノベーションの促進と市場拡大が期待される。



JIS L 0111 衣料のための身体用語（追補）（改正）

用語及びその定義を見直すことにより、製造業者は適切なサイズ表示を行うことができるようになり、販売者及び消費者にとってもよりわかりやすいサイズ表示が可能となり、日本人の身体に、よりフィットした衣料品を市場に提供することができるようになることが期待できる。JIS L 0111 の追補・改正にともない、JIS L 4000 シリーズとして乳幼児・少年・少女・成人男子・成人女子用の衣料サイズ、ファンデーション及び靴下類のサイズの規格も改正されている。



JIS Y 23412 温度管理保冷配送サービス—輸送過程での積替えを伴う荷物の陸送（制定）

国際市場においてもコールドチェーン物流サービスは広がりを見せており、日本の高品質なサービスを海外に展開するために有効であるとの観点から、日本が主導して国際標準化を進め、2020年にISO 23412が発行され、今回ISO 23412を基にJISを制定するものである。この規格の制定によって、小口保冷宅配サービスの質の向上及び海外市場の拡大、食品ロスの低減等に寄与することが期待される。

■ JIS Q 27001 が改正されます

ISO/IEC 27002:2022 の情報セキュリティ管理策が大きく見直され、その内容は ISMS 認証基準である ISO/IEC 27001:2022 の附属書 A にも規定されており、この両規格の JIS がまもなく発行されます。日本規格協会では 10 月 20 日に ISO 27001 要求事項解釈コースを開催いたします。 [詳細はこちら](#)

サーキュラーエコノミーの展望 未来の CE 型ビジネスを考える

中村 崇

Takashi Nakamura 東北大学

東北大学名誉教授。ISO/TC323（サーキュラーエコノミー）国内委員会委員長。
一般社団法人循環経済協会代表理事。



なぜ資源循環が重要か

サーキュラーエコノミー（CE）は物質循環をベースにした新しい経済の在り方を考え、実行するものである。CE 型ビジネスを考えるにあたって、CE と従来の経済と何が本質的に異なるのかを確認する必要がある。CE に関しては、ISO/TC323 で国際標準を作る作業が行われており、その議論の行方が注目されている⁽¹⁾。また EU においては CE をベースにした産業構造の改革の動きがあるため、日本においても関連した動きが急になっている。つい最近、経済産業省資源循環経済課が CE と資源自律（経済安全保障）の考えを組み合わせた新しい循環経済の在り方を議論する「成長志向型の資源自律経済デザイン研究会」を立ち上げ、検討を行った⁽²⁾。

なぜ資源循環が重要かであるが、言うまでもなく人類の人口増加、かつ当然のように文明化が進むにつれて、莫大な資源消費が進み、地球での生活にサステナビリティを担保する必要が生じ、それに合わせた新しい経済活動を行うためである。もちろん温暖化の防止も含まれる。温暖化の一つの原因と考えられている人間活動からの CO₂ を廃棄物とみなせば、ある意味廃棄物処理であり、大きく言えば、従来外部化されていた環境コストを内部に取り込むことである。

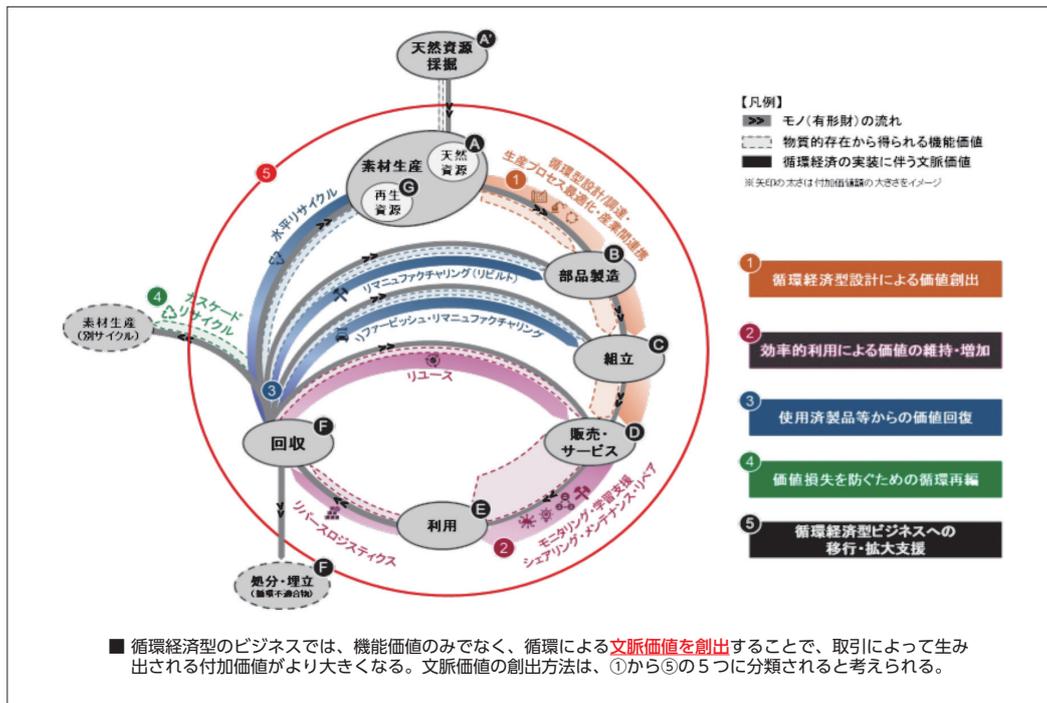
具体的には現在の IT 技術をダイナミックに

取り入れ、従来の動脈産業とリサイクラー、廃棄物処理業者も一体となった経済圏を作り上げる方向に進むと思われる。さらに CE は、食料、有機系物質（現段階で光合成起原の素材）の循環、無機系素材（枯渇性）の循環をできるだけショートカットで行うことを目指しており、いわゆる動脈と静脈の産業の融合も視野に入れている。

CE が生み出す新しい付加価値

CE も経済であるので、その過程において付加価値の創造が必要である。それでは CE を行うときの付加価値はどのように生まれるのだろうか。筆者が代表理事を務めている循環経済協会で設立当時から使用している CE における付加価値をいかに創出するかを物質循環の環の中で具体的に図表 1 に示す⁽³⁾。ある商品の循環の過程においてどこで新しい付加価値を見出すかを示したもので、大きく 5 つの活動に分類している。

- ① 循環経済型設計による価値創出 ⇨ 商品資源生産性の最大化
- ② 製品の効率的稼働による価値の維持・増加 ⇨ 循環使用による資源生産性の最大化
- ③ 使用済み製品等からの価値の回復 ⇨ 残存する価値を最大化、長寿命化
- ④ 価値損失を防ぐための循環再編（システム化）⇨ 高効率の高度リサイクルの促進
- ⑤ 循環経済型ビジネス移行・拡大支援



図表 1 循環経済型ビジネスによる提供価値の分類

投入／排出される資源を最小化 ⇨ 廃棄物処理コストの最小化

これらのカテゴリーは必ずしも明確にならない場合もあるが、これらのことを通じて環境コストを内部化し、成長と環境の両立を図るものである。当然これを推進するのはITデジタル技術の活用が必須である。

“もの”と“サービス”の価値が逆転

基本、リニア経済では、“もの”の価値が“サービス”の価値より大きい。本来サービスで受け取る価値を“もの”に乗せてビジネスを行っていたともいえる。CEに移行すると、“もの”と“サービス”の価値が逆転する。またリニア経済では、環境コストは主に外部経済とされ、はっきり言えば税金の形で取り扱われることが多かった。CEではそれを限りなく内部化することになる。

近未来における、CEの大きなモチベーションは、未来の資源制約の課題を資源生産性の

向上でカバーし、かつ過剰CO₂発生から生じる負の付加価値をいかに物質循環で吸収できるかとなる。ある意味、未来の安全安心をいかに評価し、そこに付加価値を認めるかが重要な点となる。特に投資は近い、遠いはあっても未来の価値を創造するために行うものであることを認識すれば、現在のESG投資も納得がいく。ただ、人間により、どのくらいの未来を見るのか、またそれをどう評価するのは大きく異なり、人間は目の前に利益に走りがちな性質を持ちやすい。CE型のビジネスの成功の決め手は、どこまで未来を見ながらその考え方を現実の中に生かせるかが決め手になる。

参考文献

- (1) <https://www.iso.org/committee/7203984.html>
- (2) <https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230331010/20230331010.html>
- (3) <https://www.ce-association.org/resource/report/>

安全・安心の シェアリングエコノミーの実現

遠藤 智之

Tomoyuki Endo JETRO ジュネーブ事務所

ISOの専門委員会において複数の国際幹事業務、複数のWG国際事務局を担当するほか、国内事務局として、ISO分野における日本国内の国際標準化を支援。



シェアリングエコノミーとは、モノ・場所・スキルなどをインターネット上のプラットフォームを介して個人間で取引を可能とする新しい経済活動の形である。民泊や会議室などの空間のシェア、ライドシェアリングサービスなどの移動手段のシェア、長年使っていなかった所有物を個人間で取引する物のシェア、業務支援や家事代行などのスキルシェア、またクラウドファンディングなど、そのサービスの形態は多岐にわたる。

調査によれば、2022年度の国内のシェアリングエコノミーの市場規模は2兆6,158億円となった。更にシェアリングの“課題”を解決することができた場合には、2032年度には最大15兆1,165億円に到達するとの予測も発表されている。ここでいう課題とは、シェアリングエコノミーの認知度、利用意向の向上、トラブル発生時の法制度の整備、国や自治体の安全性の保証などである¹⁾。

日本においては、“利用率”及び“利用意向”は依然として諸外国と比較して、総じて低い。総務省が日本、米国、英国、ドイツ、韓国、中国の6カ国の各1,000人を対象にした調査²⁾によれば、シェアリングエコノミーを利用しないと答えた人の内、「事故・トラブル時の対応に不安があること」を利用しない理由³⁾に挙げた人が日本は諸外国に比べ特に多いとの結果が発表された。安全性・信頼性への不安が利用の課題となっている。

2022年、ISO（国際標準化機構）は、シェアリングエコノミーのプラットフォームの安全性、信頼性の向上を目的とし、ISO/TS 42501（シェアリングエコノミー – デジタルプラットフォームの一般的な信頼性と安全性の要求事項⁴⁾）を発行した。

この文書は、ISOにおいて議論を積み重ねながら開発されたもので、デジタルプラットフォームを運営する事業者が考慮すべき6つの原則と取引のプロセスにおいてプラットフォームがすべきこと、またバックオフィスで実施すべきことを規定している。例えば、プラットフォーム事業者は、プラットフォーム利用開始時点で利用者の検証を確実に実施すること、取引終了時のレビューの際に実施すべきこと、利用規約に規定すべきこと、情報セキュリティの観点から留意すべきことなど、安全で信頼できる取引を保証するために必要不可欠なアクションが網羅されている。

世界各国のプラットフォームが国際標準に沿った運営を行い、利用者の安心、信頼性が高まることで国境を越えた取引の増加も期待される。

参考文献

- 1) 株式会社情報通信総合研究所の調査結果
[WEB Page](#)
- 2) 平成28年版 情報通信白書
- 3) 民泊サービスを利用しないと回答した人の53.6%、ライドシェアサービスを利用しないと回答した人の54.8%が同理由を挙げている。
- 4) [WEB Page](#)

ISO 会員向け標準化活動支援プログラム ISOlutions

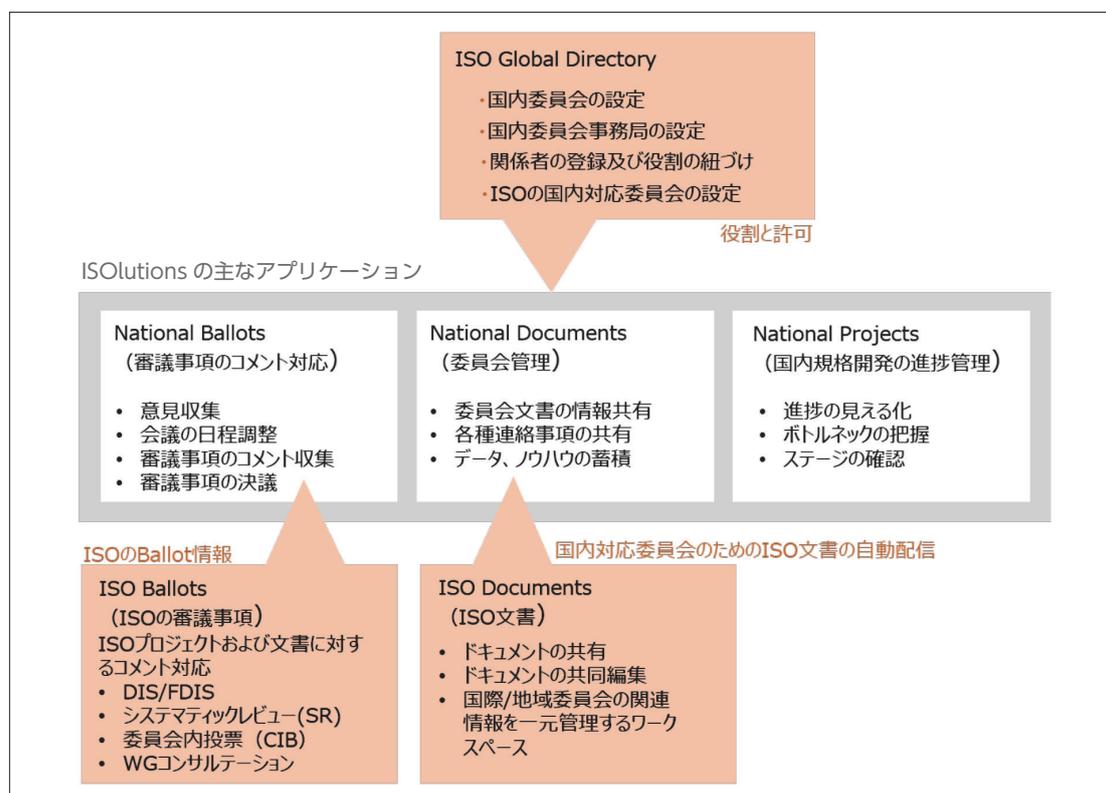
ISOlutions の開発背景

ISOlutions プログラムは、10 年以上前に、発展途上国の ISO 会員や IT 能力が限られている ISO 会員のために設計されました。本プログラムは、ISO による標準化プロセスとベストプラクティスに関する専門的なガイダンスや、高品質の IT アプリケーションのトレーニングやサポート等の提供によって、IT 環境がゼロまたは限られた ISO 会員であっても、国内、地域、国際標準化活動への参加が可能となるように支援することを目的として開始されました。現在では、当初想定されていたサービス領域にとどまらず、ステークホルダーの

標準化プロセスの成熟度の向上、あらゆるレベルの IT 環境に対応可能なサポートに寄与するプログラムへと成長し続けております。

概要

ISOlutions プログラムでは、各国の規格開発活動の効率化、ISO の各 TC/SC の活動に対応する ISO の国内対応委員会とのスムーズな連携の実現のための各ツールや機能と、これに付随して各国の諸事情に合わせた設定変更が可能となる項目が準備されております。日本においては、JIS 原案作成委員会や ISO/IEC 国内委員会に活用できます。



ISOlutions の主なアプリケーションとその役割

ISolutions の主なアプリケーション

National Documents (委員会管理)

- ・ ISO Global Directory 上の情報を使用した、委員会の役割の効率的な管理
- ・ 国内関係者への資料配布手順の簡素化
- ・ マッピング機能を用いた、関連する国内対応委員会ページ上からの ISO Documents へのアクセス
- ・ テンプレートにより、特定のニーズに合わせてシステム設定の一部の変更が可能

National Ballots (審議事項のコメント対応)

- ・ 2 種類のコメントを管理するシステム：
国内委員会：国内規格や各種審議事項に関するコメント収集機能
国内対応委員会：DIS/FDIS といった ISO 規格に関する国内コンセンサスの調整機能

National Project(国内規格開発の進捗管理)

- ・ 国内規格開発 (JIS 規格、団体規格等) プロセスやプロジェクトに関する管理

ISolutions グループ

ISolutions プログラムでは、ユーザ側が本プログラムに係る要望等を、管理元である ISO 中央事務局に対して適切に伝えられる仕組みを設けるために、ISolutions グループと呼ばれる委員会を設置し、日本を含む 51 の ISolutions 加入会員団体と 24 のオブザーバ会員団体から構成されており、ISolutions に係るサービスの更なる進化のために、定期的な会合が実施されております。

ISolutions グループの主な役割

- ・ 国や地域レベルで ISO のミッションを実現するために、プロセス管理におけるデジタル手段やベストプラクティスを推進
- ・ ISO/ITSAG (ISO の IT 戦略を検討する ISO 理事会の諮問グループ) に対し、既存の ISolutions のサービスに関するフィードバックとアドバイス、および新しいサービスに関する推奨事項の提供
- ・ ISolutions プログラムを ISO の IT 戦略と整合させる提案
- ・ デジタルイニシアティブに関する ISO 会員団体間のコラボレーション促進
- ・ 国内・地域向けの標準化プラットフォームの進化の可能性への貢献

日本国内での普及活動

国内での ISolutions の普及活動は、規格開発における標準化ツールの整備を主目的として、JISC (日本産業標準調査会) との連携の下で、JSA (日本規格協会) が中心となり実施しております。主な普及活動としては以下のとおり。

- ・ 国内における ISO Global Directory の管理
- ・ 国内のニーズ調査に基づく ISolutions の設定 (日本語化等)
- ・ 各種チャンネルを利用した説明会の実施
- ・ 導入を検討している国内団体への出張説明サービス
- ・ 具体的な使用方法の動画配信
- ・ ヘルプデスクの設置

■ ISolutions に関する動画を YouTube で配信！ [配信サイトはこちら](#)

お問い合わせ先窓口 (ヘルプデスク) isolutions_help@jsa.or.jp

各種 ISolutions アプリケーションのお取扱いから導入までのご相談を何なりと承っております。

いま 話題の制度を紹介します①

JSA 規格制度

JSA 独自の民間規格制度として 2017 年に発足した JSA 規格制度。民間企業から政府関係機関まで、様々な標準化のご相談を頂いており、現在までに 21 件(2023/4/28 時点)の JSA 規格を発行しています。「多様な開発ニーズに対応」「迅速な開発スケジュール」「シンプルなメンバー構成」を特長としているこの制度をご紹介します。

JSA 規格制度とは

JSA 規格は、“規格を開発したいというニーズ”をもつ組織（企業、団体、政府関係機関、学会等）からの相談・依頼を受けて、迅速に開発する民間規格です。これまで国際規格 ISO/IEC や国家規格 JIS/JAS などでは対応できなかったような、企業が開発製品・サービスから、業界・団体での取組み、またコンセンサス形成の途上にあるような新しい提案・取組みまで、幅広く対象としています。「素早く規格の形にして公開し世に問うことができる制度」であり、依頼主の自発的な規格開発の取組みに対し、JSA が有償で透明性・公平性及び客観性を確保しながら効率的な規格開発を行っています。

[詳細](#)

事例紹介

～ JSA-S1020:2022 IT 分野の人材開発を担う講師に関する要求事項～

この JSA 規格は、株式会社アウトソーシングが開発主体となって開発した、IT 分野の人材開発を担う講師に求められる要求事項に

ついて規定したものです。近年のデジタル技術の発展・普及に伴うビジネスの在り方や社会構造の変革、社会生活におけるデジタル技術の活用の加速化等により、IT 人材へのニーズはますます高まっており、その養成は喫緊の課題となっています。しかし、IT 人材の養成に関して、その手法等は各養成組織で共有されていませんでした。質の高い人材育成を効率的に行うためには、その中核である講師について、統一された要件を定めることが不可欠です。そのため、IT 分野の人材開発を担う講師の質の向上を目的とした JSA-S1020:2022 を制定しました。



JSA-S1020:2022 のユーザーの声

- ・この JSA 規格と解説書は、教えるプロ育成への活用が期待できる。最近では最先端技術に関する研修において、現場で実践を重ねたエンジニアを講師として起用するケースが増え、講師スキルがない人が教える機会が増加しているが、こうした講師未経験者に対して講師としてのあるべき姿を伝えるために、この JSA 規格と解説書を活用し、育成における課題解決に活かしたい。

- ・外部講師を採用する際に、社内独自の基準だけではなく標準化された要件を提示することで、質が高く、効果的な研修の展開ができることに役立てられると期待している。
- ・規格だけではなく解説書があることで、研修の企画・開発・設計から実施・評価までの講師の作業内容や必要な能力が明確になり、講師育成の効率化と標準化を図る一助としたい。



JSA 規格制度にご関心のある方は、お気軽にご相談ください。

jsastandard@jsa.or.jp

いま 話題の制度を紹介します②

新市場創造型標準化制度 ～自社製品の市場拡大に～

一組織の規格開発ニーズに応える支援制度として、次に、「新市場創造型標準化制度」を紹介します。この制度は、従来の標準化プロセスでは推進することが難しい、複数の関係団体にまたがる技術やサービスや、業界団体が存在しないような企業が保有する先端技術等に関する標準化（JIS化・ISO/IEC規格化）について経済産業省が支援する制度であり、JSAはその運営事務局となって、ご支援・アドバイス等を行いつつ企業等と一緒に標準化を進めていきます。

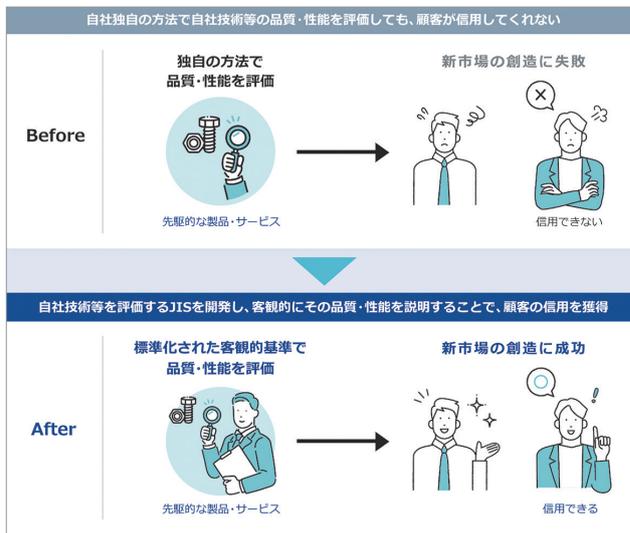
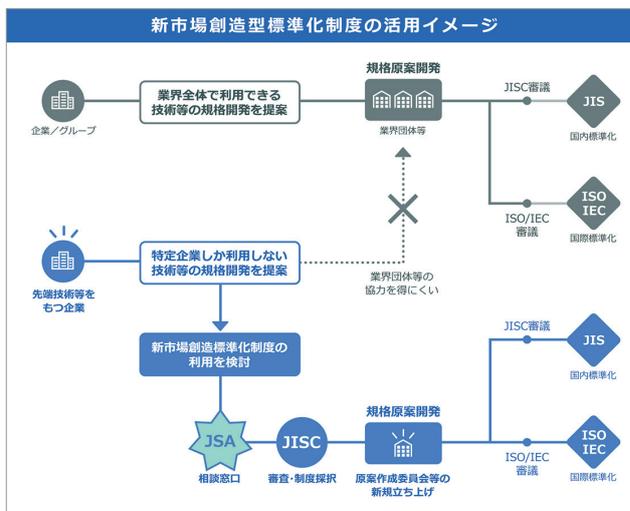
新市場創造型標準化制度では、現時点で56のテーマが採択され50件（JIS, ISO, TS含む）が制定（2023/4/28時点、JSA実施案件）されています。

[制度概要及びテーマ一覧等の詳細](#)

[動画で学ぶ](#)

新市場創造型標準化制度にご関心のある方は、お気軽にご相談ください。

stad@jsa.or.jp



編集者の眼

中尾 優作

Yusaku Nakao フリー編集者

「外部の研修を受けても、社員は3日経ったら内容を忘れてしまいます」—あるメッキ工場の専務さんの言である。研修プロバイダーにとっては耳の痛い話だ。では、忘れないようにどうしているのか。「研修から戻ると、その社員は自分の上司や部課員の前で研修内容をプレゼンすることになっています。プレゼンするには、研修できちんと学んでこないといけません。また、人に教えるためには、自分でその内容を咀嚼しなければならないので、知識がきちんと身につきます」とのこと。

教える側の上司にとっても勉強は必要だ。ある原子力発電所のQMリーダーの方が外部の研修機関が提供するQMSの初級コースを受けるといので、「研修を受けても、知っている話ばかりでしょうか？」とお聞きすると、「この研修コースの講師は評判が良いので、その方から教え方を学ぼうと思ひましてね」という答えが返ってきた。

研修を受けるだけでなく、研修の仕組み自体を取り込もうとす

る組織もある。ある機関が提供する監査員コースを一人で初級から上級まですべて受講した方がいた。その目的を聞くと、その機関が提供する監査員コースの仕組みを参考にして、自社の内部監査員の評価システムを再構築する予定だそうだ。

貪欲なる研修活用

日本の組織がすべて、このように研修に対して貪欲なわけではない。ものづくり企業ではかつては当たり前だった若い社員向けの品質研修が、現在は当たり前ではなくなっている。若い社員が研修の希望を出しても、上司から「この忙しいのに研修に割く時間などない」とか、「分からないことがあったら先輩に聞け」とか言われて却下されるケースが多いと聞く。セミナー講師を務める小林雅之さんが先頃の講義の中で「上司の方には、“勉強して来い”と快く彼らの肩を叩いて送り出していきたい」と強調していた。それだけ事態は深刻なのだろう。

若い社員の学ぶ意欲を削いではないか—自戒の念も込めて、考えてみたい。

△
◇**東西南北**◇
▽

復刊号に寄せて

読者の皆様、長らくお待たせいたしました。休刊してからしばらくの間、私たちは様々な課題に直面し、復刊を模索し続けてまいりました。今回、新たな気持ちで復刊することができましたことを、心よりお伝えしたいと思います。

休刊期間中、多くの読者からのお便りやご意見を頂戴し、その中から多くの示唆を得ることができました。皆様からの温かいご支援に、本当に感謝しております。

復刊にあたり、私たちは新しいコンセプトを掲げ、さまざまな改革を行いました。また、より読みやすく、親しみやすいデザインを採用することで、より多くの読者の方々にお楽しみいただけることを目指しています。

編集部一同、これからも皆様に愛される雑誌を目指し、日々取り組んでまいります。今後とも、ご愛読のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

「SQ 誌」の編集後記である「東西南北」は、当会グループ職員が持ち回りで担当し、その時々々の時流にあった内容をお届けしてきました。復刊後初となる今回は、時流に合わせ、「AI」に執筆してもらいました。編集部一同、AIに負けないよう皆様のお役に立つコンテンツをお届けしてまいります。引き続きご愛顧のほど、宜しくお願い申し上げます。

標準化と品質管理 編集部

JSAグループって こんなところですよ！

若手社員のお仕事

はじめまして、
JSA 動画配信担当です。

JSAグループでは、標準化や品質管理についてもっと身近に感じていただけるよう、YouTubeで動画を投稿しています。災害食など身の回りにあるものから、ドローンなどの最新技術まで、様々なジャンルの標準化についての動画や、今後は品質管理に関わる統計学の基礎などもお伝えしていきますので、ぜひ日本規格協会のYouTubeチャンネルに遊びに来てください！



日本規格協会 公式 YouTube チャンネル

標準化と品質管理

～季刊 WEB ジャーナル～

Vol.74 2023 年夏号（復刊号）

編集責任者：朝日 弘

発行所：一般財団法人 日本規格協会

〒108-0073

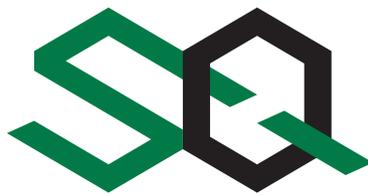
東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル

<https://www.jsa.or.jp/>

発行日：2023 年 6 月 1 日

本誌に関する問い合わせ先：

sq-journal@jsa.or.jp



標準化と品質管理

STANDARDIZATION AND
QUALITY CONTROL



日本規格協会グループ
HP